

第14回通常総会議案書

日 時 令和7年6月20日(金) 午後3時

会 場 「宇都宮東武ホテルグランデ」

宇都宮市本町5-12



公益社団法人 宇都宮法人会

第 1 4 回通常総会次第

- 1 開 会
- 2 来 賓 紹 介
- 3 会 長 挨 拶
- 4 議 長 選 出
- 5 議事録署名人選出
- 6 議 事
 - 議案 第一号議案 令和 6 年度事業報告並びに収支決算報告承認の件
 - 議案 第二号議案 任期満了に伴う理事・監事選任の件

 - 報告 i. 令和 7 年度事業計画並びに収支予算報告
 - 報告 ii. 税制改正アンケート実施状況報告
- 7 法人会功労者感謝状贈呈
- 8 宇都宮税務署長感謝状贈呈
- 9 来 賓 祝 辞
- 1 0 閉 会

第一号議案

令和6年度事業報告並びに収支決算報告承認の件

**令和6年度事業報告
並びに収支決算報告**

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日

公益社団法人 宇都宮法人会

令和 6 年度
事業報告書

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 3 1 日

公益社団法人 宇都宮法人会

令和6年度事業概要報告

(自. 令和6年4月1日 至. 令和7年3月31日)

宇都宮法人会は、公益社団法人の法律要件を踏まえ、『税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体』として、法人会の基本的指針である納税意識の向上と会員企業の自己研鑽および、社会の健全な発展に貢献するため公益目的事業を中心に各種の事業活動を展開した。

組織については、会員数の純増および前年度を上回る加入率を目標に、役員をはじめ関係機関の協力を得て10月～12月を第一次、2月～3月を第二次会員増強月間として取り組み、新会員の獲得に力を注いだ。結果、新規会員247社の入会を獲得し、退会が209社となり、入会社数が退会社数を上回った。事業年度末の会員数は38社増の6,008社となった。

研修事業については、会員の自己研鑽の支援、地域企業の健全な発展を目的に、各種業務研修並びに職務階層別の研修を実施。また、「時局講演会」や税を考える週間行事の一環として実施している「秋季講演会（税理士会と共催）」を計画通り実施した。

広報活動においては、広報誌による本部・支部・部会の事業活動報告、事業開催予定、会員PRのための会員企業紹介、税務関係情報、健康情報の発信、ホームページ並びに地元新聞による一般市民に対する事業活動PR及び公益目的事業を中心とした事業開催の周知徹底を図った。広報誌については、事業計画通り年4回発行した。

福利厚生事業においては、さらなる福利厚生事業の充実と制度加入企業数の増加を図るため、受託3社と連携し、福利厚生制度推進に努めた。また、会員企業の健康管理に寄与するため、指定病院等にて生活習慣病予防健診（465名受診）および人間ドック健診（251名受診）を実施した。

社会貢献活動では、チャリティゴルフ大会によるチャリティ基金等で福祉施設（1ヶ所）及び親と子どもの居場所（4ヶ所）に備品を寄贈した。

また、青年部会では、管内小学校高学年生を対象とした「税金ウルトラクイズ」を実施。さらに、女性部会では、26年連続の「手作り介護用品寄贈」を行うなど、各支部・部会も地域に密着した社会貢献活動を実施した。

なお、本年度は租税教室を18支部で32校の小学校で実施し、租税教育事業の充実を図るとともに、女性部会主催の「税に関する絵はがきコンクール」の募集を行い22校から215枚の応募を得た。

税制提言活動については、本年度も会員へのアンケートを実施し、アンケート結果をとりまとめ、全法連へ報告した。また、全法連が作成した税制改正提言書を使用し、宇都宮市長および市議会議長等への提言を行った。

令和6年度事業報告

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

1. 事業

公1 税関連事業

- ・税知識の普及を目的とする事業 (公益目的事業1-1)
- ・納税意識の高揚を目的とする事業 (公益目的事業1-2)
- ・納税及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業 (公益目的事業1-3)

行事名	開催年月	開催地	人数	摘要
決算法人説明会	令和6年 5月	宇都宮市	36人	
〃	〃 〃	〃	44	
〃	〃 8月	〃	30	
〃	〃 〃	〃	33	
〃	〃 11月	〃	29	
〃	〃 〃	〃	28	
〃	令和7年 3月	〃	53	
〃	〃 〃	〃	29	
新設法人説明会	令和6年 6月	〃	6	
〃	〃 10月	〃	14	
〃	令和7年 2月	〃	10	
年末調整説明会	令和6年 10月	〃	141	(午前)
〃	〃 〃	〃	193	(午後)
宗教法人税務研修会	令和6年 4月	〃	13	
定額減税説明会	令和6年 6月	〃	122	
広報委員会	令和6年 6月	〃	17	
〃	〃 9月	〃	16	
〃	〃 12月	〃	16	
〃	令和7年 3月	〃	16	
広報事業(広報誌発行)	令和6年 4月	〃	6,250部	
〃	〃 7月	〃	〃	
〃	〃 10月	〃	〃	
〃	令和7年 1月	〃	〃	
広報事業(新聞紙掲載)	毎月	下野新聞	—	
広報事業(ホームページ掲載)	毎月	—	—	
税制小員会	令和6年 10月	宇都宮市	4人	
〃	〃 11月	〃	4	
税制委員会	〃 10月	〃	12	
〃	令和7年 1月	〃	12	
税制改正提言書交付	令和6年 10月	〃	6	
【租税教室】				(児童数)
上三川支部 明治南小学校	令和6年 5月	上三川町	2	24人
御幸平出支部 平石北小学校	〃 6月	宇都宮市	4	37
細谷戸祭支部 昭和小学校	〃 〃	〃	2	51
陽南幕田支部 陽南小学校	〃 〃	〃	4	70
河内支部 田原西小学校	〃 〃	〃	2	22

行 事 名	開 催 年 月	開 催 地	人 数	摘 要
西原花房支部 西原小学校	令和6年 6月	宇都宮市	6人	46人
雀宮支部 新田小学校	〃 〃	〃	5	82
石井横田支部 瑞穂野北小学校	〃 〃	〃	2	23
西原花房支部 西小学校	〃 〃	〃	4	31
北支部 富屋小学校	〃 〃	〃	2	23
マロニエ支部 海道小学校	〃 〃	〃	2	35
中央支部 築瀬小学校	〃 〃	〃	2	84
河内支部 岡本小学校	〃 7月	〃	2	51
清原支部 清原北小学校	〃 〃	〃	2	17
御幸平出支部 平石中央小学校	〃 〃	〃	5	14
北支部 晃宝小学校	〃 〃	〃	2	93
さくら支部 姿川中央小学校	〃 〃	〃	2	48
清原支部 清原中央小学校	〃 9月	〃	3	60
上河内支部 上河内西小学校	〃 〃	〃	3	13
駅東支部 今泉小学校	〃 〃	〃	3	90
清原支部 清原南小学校	〃 10月	〃	3	67
城山支部 城山東小学校	〃 11月	〃	3	21
北支部 篠井小学校	〃 〃	〃	2	10
清住塙田支部 東小学校	〃 〃	〃	3	26
城山支部 城山西小学校	〃 〃	〃	3	19
マロニエ支部 錦小学校	〃 12月	〃	2	56
駅東支部 城東小学校	〃 〃	〃	5	69
さくら支部 姿川第二小学校	〃 〃	〃	3	131
北支部 国本中央小学校	〃 〃	〃	2	46
馬場宮園支部 中央小学校	令和7年 1月	〃	3	20
陽南幕田支部 緑が丘小学校	〃 〃	〃	5	74
北支部 豊郷北小学校	〃 2月	〃	4	42
青年部会				(参加児童数)
第7回税金ウルトラクイズ	令和7年 2月	〃	28	111
女性部会				
広報委員会	令和6年 6月	〃	5	
〃	〃 9月	〃	4	
〃	〃 12月	〃	7	
〃	令和7年 3月	〃	5	
税に関する絵はがきコンクール	令和6年7月			(応募数)
作品募集	〃 〃 ~9月	〃		小学校22校
審査会	令和6年10月	〃	14	215枚
表彰式	令和7年 1月	〃	13	
新春税務研修会	〃 2月	〃	23	
演題 「超高級車にまつわる税金エトセトラ」				
講師 宇都宮税務署副署長 田中厚司氏				

行 事 名	開 催 年 月	開 催 地	人 数	摘 要
全法連「全国女性フォーラム広島大会」	令和6年 4月	広島県	7人	
全法連「全国大会鹿児島大会」	〃 10月	鹿児島県	6	
全法連「全国青年の集い福井大会」	〃 11月	福井県	7	
国税局幹部講演会 演題「税務行政の現状と課題」 講師 関東信越国税局総務部長 田畑健隆氏	令和6年11月	宇都宮市	17	
税の百人一首表彰式 応募数 1,457首 (内訳)社会人11首、高校生125首、中学生955首、小学生366首	令和7年 2月	〃	73	受賞者33人

公2 地域企業の健全な発展に資する事業

行 事 名	開 催 年 月	開 催 地	人 数	摘 要
研修小委員会	令和6年 5月	宇都宮市	7人	
研修委員会	〃 9月	〃	12	
〃	令和7年 3月	〃	12	
〔経理実務セミナー〕 よくわかる経理の基本と実務セミナー	令和6年 7月	〃	27	
〔労務管理・法律セミナー〕 社会保険・労働保険セミナー	令和6年 6月	〃	38	
〔人材育成セミナー〕 新入社員・若手社員ビジネスマナー	令和6年 4月	〃	10	
〃	〃 〃	〃	28	
〔パソコンセミナー〕 「仕事に役立つExcel入門」セミナー	令和7年 2月	〃	19	
新聞広告	毎月		—	
時局講演会 演題 「今後の政治・経済を見通す」 講師 政治ジャーナリスト 星 浩 氏	令和6年 9月	〃	54	
秋季講演会 演題 「強く生きるためのヒント～野々村友紀子が伝えたい人生で大事なこと～」 講師 放送作家 野々村友紀子氏	令和6年11月	〃	560	
青年部会 関信局連青連協合同セミナー	令和6年 9月	新潟県	9	
女性部会 研修委員会	令和6年 7月	宇都宮市	5	
交通安全セミナー 講師 元交通警察技能指導者 山田 章 氏	令和6年 9月	〃	23	

行 事 名	開 催 年 月	開 催 地	人 数	摘 要
馬場宮園支部 管内小学校へ備品寄贈	令和7年 3月	宇都宮市	3人	中央小学校
中央支部 管内地区防災会へ防災備品寄贈	令和7年 3月	〃	3	宇都宮市中央 地区防災会
北支部 管内小学校へ図書寄贈	令和7年 2月	〃	3	国本西・篠井 富屋小学校
清原支部 管内小学校へ備品寄贈	令和7年 3月	〃	3	ゆいの杜小学校
城山支部 管内宮っこの居場所へ備品寄贈	令和6年12月	〃	3	寺子屋アミークス
河内支部 管内小学校備品寄贈	令和7年 1月	〃	1	岡本西小学校
上三川支部 管内中学校へ図書寄贈	令和7年 3月	〃	1	本郷中学校
上河内支部 管内中学校へ備品寄贈	令和6年10月	〃	2	上河内中学校
管内小学校へタブレット端末 タッチペン寄贈	令和7年 3月	〃	2	上河内中央・ 東・西小学校
青年部会 社会貢献活動委員会	令和6年 6月	〃	16	
〃	〃 7月	〃	17	
〃	〃 8月	〃	11	
〃	〃 9月	〃	16	
〃	〃 10月	〃	18	
〃	〃 11月	〃	15	
〃	〃 12月	〃	23	
〃	令和7年 1月	〃	20	
フェスタmy宇都宮2024 税の啓発運動	令和6年 5月	〃	15	
女性部会 社会貢献活動委員会	令和6年 7月	〃	9	
フェスタmy宇都宮2024 税の啓発運動	〃 5月	〃	12	
第1回寄贈用介護用品作製会	〃 8月	〃	21	
第2回 〃	〃 9月	〃	17	
国立病院機構宇都宮病院へ 介護用品寄贈	〃 12月	〃	9	

○ 会員の福利厚生に資する事業

行 事 名	開 催 年 月	開 催 地	人 数	摘 要
厚生小委員会	令和6年 7月	宇都宮市	10人	
厚生委員会	令和7年 2月	〃	20	
支部長・組織厚生合同会議	令和6年 4月	〃	41	
〃	〃 9月	〃	51	
支部長・厚生委員長会議	令和7年 1月	〃	29	
①経営者大型保障制度の普及推進(案内・周知) ②ビジネスガードの普及推進(案内・周知) ③がん保険制度の普及推進(案内・周知) ④貸倒保障制度(取引信用保険)の普及推進(案内・周知) ⑤生活習慣病予防健診・人間ドック健診	通年			受診者数 生活習慣病予防健診465人・人間ドック健診251人
女性部会 厚生委員会	令和6年 9月	宇都宮市	5	

○ 会員の交流及び会員増強に資するための事業

行 事 名	開 催 年 月	開 催 地	人 数	摘 要
支部長・組織委員長会議	令和7年 1月	宇都宮市	18人	
本部・支部・部会役員合同研修会 講師 宇都宮税務署 伊藤栄二 署長 演題 「税金の納付は期限内に！ キャッシュレスで！ ～キャッシュレス納付と 滞納のお話し～」	令和6年 8月	宇都宮市	53	
細谷戸祭支部 新会員訪問	令和6年 8月	宇都宮市	2	
マロニエ支部 新会員訪問	〃 8月	〃	2	
御幸平出支部 新会員訪問	〃 7月	〃	2	
石井横田支部 新会員訪問	〃 7月	〃	2	
陽南幕田支部 新会員訪問	〃 8月	〃	1	
さくら支部 新会員訪問	〃 8月	〃	1	
西原花房支部 新会員訪問	〃 10月	〃	2	
馬場宮園支部 新会員訪問	〃 7月	〃	2	
中央支部 新会員訪問	〃 10月	〃	1	
北支部 新会員訪問	〃 8月	〃	1	
清原支部 新会員訪問	〃 10月	〃	2	
上三川支部 新会員訪問	〃 8月	上三川町	1	

行 事 名	開 催 年 月	開 催 地	人 数	摘 要
新入会員のつどい	令和6年 8月	宇都宮市	—	中止
チャリティゴルフ大会	令和6年10月	〃	75人	
新年賀詞交歓会	令和7年 1月	〃	223	
役員県外視察研修	〃 2月	仙台方面	—	中止
中ブロック 県外視察研修	令和6年11月	茨城方面	—	中止
東ブロック 〃	〃 12月	群馬方面	18	
西ブロック 〃	〃 12月	茨城方面	23	
北ブロック 〃	〃 11月	神奈川方面	28	
西ブロック ボウリング大会	令和7年 2月	宇都宮市	86	
東ブロック 〃	〃 3月	〃	41	
御幸平出支部 酒蔵懇談会	令和6年12月	宇都宮市	14	
陽南幕田支部 県外視察研修	令和6年11月	埼玉方面	18	
〃 委員長会議	〃 12月	宇都宮市	13	
〃 役員新入会員交流会	令和7年 1月	〃	25	
西原花房支部 1泊県外視察研修	令和6年 9月	石川方面	25	
河内支部 会員増強会議	令和7年 1月	宇都宮市	5	
上三川支部 ゴルフコンペ	令和6年 6月	芳賀郡	22	
〃 正副支部長会議	〃 11月	上三川町	3	
〃 新春初詣	令和7年 1月	群馬県	19	
上河内支部 チャリティゴルフ大会	令和6年10月	宇都宮市	20	
〃 県外視察研修	〃 10月	東京方面	18	
〃 役員忘年会	〃 12月	宇都宮市	11	
〃 会員新年会	令和7年 1月	〃	11	
女性部会				
日帰り視察研修会	令和6年11月	東京方面	4	
フラワーアレンジメント研修会	令和7年 3月	宇都宮市	14	
会員優待幹旋事業				
・松竹特別歌舞伎	令和6年 7月	宇都宮市	102枚	
・純烈コンサート2024	〃 9月	〃	89枚	
・森山良子コンサートツアー	〃 10月	〃	160枚	

○ 法人の目的を達成するために必要な会議
(公益・収益に資する為の会議を含む)

行 事 名	開 催 年 月	開 催 地	人 数	摘 要
通常総会	令和6年 6月	宇都宮市	169人	
理事会	〃 5月	〃	48	
〃	〃 11月	〃	49	
〃	令和7年 3月	〃	48	
会計監査	令和6年 5月	〃	5	
正副会長会議	〃 5月	〃	12	
〃	〃 11月	〃	13	
〃	令和7年 3月	〃	12	

行 事 名	開 催 年 月	開 催 地	人 数	摘 要
総務委員会	令和6年 5月	宇都宮市	9人	
〃	〃 9月	〃	9	
〃	〃 11月	〃	11	
〃	令和7年 3月	〃	11	
支部長会議	令和7年 3月	〃	21	
細谷戸祭支部 役員総会	令和6年 5月	〃	17	
〃 役員会	〃 10月	〃	15	
〃 〃	令和7年 2月	〃	18	
マロニエ支部 役員総会	令和6年 5月	〃	20	
〃 役員会	〃 10月	〃	15	
〃 〃	令和7年 2月	〃	17	
御幸平出支部 役員総会	令和6年 5月	〃	14	
〃 役員会	〃 10月	〃	16	
〃 〃	令和7年 1月	〃	12	
駅東支部 役員総会	令和6年 5月	〃	15	
〃 役員会	〃 10月	〃	16	
〃 〃	令和7年 1月	〃	13	
石井横田支部 役員総会	令和6年 5月	〃	17	
〃 役員会	〃 10月	〃	12	
〃 〃	令和7年 2月	〃	13	
陽南幕田支部 役員総会	令和6年 5月	〃	25	
〃 役員会	〃 10月	〃	22	
〃 〃	令和7年 1月	〃	22	
さくら支部 役員総会	令和6年 5月	〃	18	
〃 役員会	〃 10月	〃	14	
〃 〃	令和7年 2月	〃	15	
西原花房支部 役員総会	令和6年 5月	〃	15	
〃 役員会	〃 10月	〃	19	
〃 〃	令和7年 1月	〃	18	
清住塙田支部 役員総会	令和6年 5月	〃	16	
〃 役員会	〃 10月	〃	14	
〃 〃	令和7年 2月	〃	9	
馬場宮園支部 役員総会	令和6年 5月	〃	17	
〃 役員会	〃 9月	〃	16	
〃 役員会	令和7年 1月	〃	13	
中央支部 役員総会	令和6年 5月	〃	13	
〃 役員会	〃 10月	〃	13	
〃 〃	令和7年 1月	〃	11	
北支部 役員総会	令和6年 5月	〃	13	
〃 役員会	〃 10月	〃	13	
〃 〃	令和7年 2月	〃	15	

行 事 名		開 催 年 月	開 催 地	人 数	摘 要
清原支部	役員総会	令和6年 5月	宇都宮市	13人	
〃	役員会	〃 10月	〃	9	
〃	〃	令和7年 2月	〃	10	
城山支部	役員総会	令和6年 5月	〃	19	
〃	役員会	〃 9月	〃	14	
〃	〃	令和7年 2月	〃	17	
雀宮支部	役員総会	令和6年 5月	〃	14	
〃	役員会	〃 9月	〃	14	
〃	〃	令和7年 2月	〃	16	
河内支部	監査会	令和6年 4月	〃	3	
〃	役員総会	〃 6月	〃	12	
上三川支部	監査会	令和6年 4月	上三川町	3	
〃	役員会	〃 4月	〃	8	
〃	通常総会	〃 5月	〃	17	
上河内支部	監査会	令和6年 4月	宇都宮市	2	
〃	役員会	〃 4月	〃	8	
〃	役員総会	〃 6月	〃	11	
〃	役員会	〃 7月	〃	10	
〃	〃	〃 11月	〃	8	
青年部会	監査会	令和6年 5月	〃	5	
〃	幹事会	〃 5月	〃	16	
〃	定時総会	〃 6月	〃	33	
〃	正副部会長会議	〃 8月	〃	11	
〃	〃	令和7年 3月	〃	7	
女性部会	監査会	令和6年 5月	〃	6	
〃	会計委員会	〃 5月	〃	6	
〃	正副部会長会議	〃 5月	〃	9	
〃	〃	令和7年 2月	〃	9	
〃	正副部会長委員長会議	令和6年 7月	〃	13	
〃	役員会	〃 5月	〃	16	
〃	通常総会	〃 6月	〃	40	
宇都宮間税会総会		令和6年 6月	〃	1	
租税教育推進協議会総会		〃 5月	〃	1	
関東信越税理士会総会		〃 6月	〃	1	
税務行政協力会総会		〃 9月	〃	2	

2. 厚生関係

① 福利厚生制度加入状況

制 度 内 容	加入法人数	掛金総額	加入法人 対前年伸び率
経営者大型総合保障制度	897社	104,485万円 (95.7%)	99.1%
個人保障プラン・個人年金 終身保障プラン	— (個人加入)	4,576万円 (93.9%)	—
ビジネスガード	1,172社	59,457万円 (111.1%)	101.5%
がん保険制度	(2,001件) 650社	15,011万円 (96.8%)	97.7%
痴呆介護保険制度	(31件) 18社	144万円 (77.1%)	90.0%
医療保険制度(EVER)	(729件) 322社	5,627万円 (98.5%)	100.5%

② 生活習慣病予防健診

実施年月	健 診 施 設	件数
6年4月～7年3月	宇都宮東病院・宇都宮記念病院	465人

③ 人間ドック健診

実施年月	健 診 施 設	件数
6年4月～7年3月	栃木県保健衛生事業団・宇都宮東病院・ミヤ健康 クリニック・宇都宮記念病院・宇都宮セントラルクリニック	251人

3. 組織

令和6年度 加入率表

令和7年3月31日

年月日	稼働法人数	会員数	加入率
令和6年3月31日	12,762社	5,970社	46.8%
令和7年3月31日	12,806社	6,008社	46.9%

令和6年度 会員異動状況

年度	期首会員	当期入会	当期退会	期末会員
令和6年度	5,970社	247社	209社	6,008社

(公社) 宇都宮法人会 令和6年度

支部別会員異動状況表

(令和6年4月1日～令和7年3月末日)

コード	支部名	期首 会員数	増 加		減 少		期末 会員数
			入 会	移 動	退 会	移 動	
01	細 谷 戸 祭	453 社	19 社	5 社	17 社	4 社	456 社
02	マ ロ ニ エ	398	19	0	15	1	401
03	御 幸 平 出	498	13	2	15	2	496
04	駅 東	462	12	2	13	4	459
05	石 井 横 田	546	23	3	17	1	554
06	陽 南 幕 田	428	35	3	14	3	449
07	さ く ら	511	21	2	13	4	517
08	西 原 花 房	317	8	1	12	3	311
09	清 住 塙 田	236	13	2	8	2	241
10	馬 場 宮 園	226	12	4	12	3	227
11	中 央	197	6	3	8	4	194
12	北	278	12	3	7	0	286
13	清 原	241	9	1	21	1	229
14	城 山	298	11	1	7	4	299
15	雀 宮	326	11	4	13	2	326
16	河 内	221	8	2	10	0	221
17	上 三 川	259	11	1	6	0	265
18	上 河 内	75	4	0	1	1	77
	合 計	5,970 社	247 社	39 社	209 社	39 社	6,008 社

事業報告附属明細書

令和6年度事業報告においては、「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当するものはない。

令和 6 年度
決算報告書

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 3 1 日

公益社団法人 宇都宮法人会

貸借対照表

令和 7年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	37,351,496	32,870,228	4,481,268
未収金	0	137,080	△ 137,080
前払金	74,626	0	74,626
貯蔵品	498,526	871,200	△ 372,674
流動資産合計	37,924,648	33,878,508	4,046,140
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	9,546,000	11,497,000	△ 1,951,000
備品買換引当資産	5,000,000	5,000,000	0
会館再取得引当資産	33,925,000	33,925,000	0
会館修繕引当資産	1,031,000	1,031,000	0
車両買換引当資産	1,100,000	1,100,000	0
特定資産合計	50,602,000	52,553,000	△ 1,951,000
(2) その他固定資産			
建物	27,385,773	28,901,170	△ 1,515,397
建物付属設備	5,572,710	6,003,855	△ 431,145
構築物	72,205	85,075	△ 12,870
車両運搬具	0	2,396	△ 2,396
什器備品	93,317	124,546	△ 31,229
電話加入権	133,033	133,033	0
敷金	3,000,000	3,000,000	0
その他固定資産合計	36,257,038	38,250,075	△ 1,993,037
固定資産合計	86,859,038	90,803,075	△ 3,944,037
資産合計	124,783,686	124,681,583	102,103
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	12,820	0	12,820
預り金	284,118	518,688	△ 234,570
未払消費税等	81,460	37,642	43,818
流動負債合計	378,398	556,330	△ 177,932
2. 固定負債			
退職給付引当金	9,546,000	11,497,000	△ 1,951,000
固定負債合計	9,546,000	11,497,000	△ 1,951,000
負債合計	9,924,398	12,053,330	△ 2,128,932
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	114,978,390	112,665,895	2,312,495
一般正味財産合計	114,978,390	112,665,895	2,312,495
(うち特定資産への充当額)	(41,056,000)	(41,056,000)	0
正味財産合計	114,859,288	112,628,253	2,231,035
負債及び正味財産合計	124,783,686	124,681,583	102,103

正味財産増減計算書

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	1,092	1,085	7
特定資産受取利息	1,092	1,085	7
受取会費	34,467,000	34,615,000	△ 148,000
正会員受取会費	32,953,500	33,163,000	△ 209,500
賛助会員受取会費	1,513,500	1,452,000	61,500
事業収益	10,111,600	9,652,790	458,810
研修事業収益	392,200	539,600	△ 147,400
広報事業収益	35,200	257,000	△ 221,800
福利厚生事業収益	1,859,250	1,930,000	△ 70,750
会員親睦事業収益	5,374,950	4,476,190	898,760
事務手数料収益	50,000	50,000	0
会館賃貸事業収益	2,400,000	2,400,000	0
受取補助金等	28,241,500	28,756,500	△ 515,000
受取県連補助金	801,000	904,000	△ 103,000
受取全法連助成金	26,968,500	27,282,500	△ 314,000
受取全法連補助金	200,000	290,000	△ 90,000
報奨金収入	272,000	280,000	△ 8,000
受取負担金	3,444,000	3,481,000	△ 37,000
受取負担金	789,000	931,000	△ 142,000
青年・女性部会受取負担金	1,215,000	1,170,000	45,000
受入人件費負担	1,440,000	1,380,000	60,000
受取寄付金	134,000	158,000	△ 24,000
募金収益	134,000	158,000	△ 24,000
雑収益	2,611,384	1,105,756	1,505,628
受取利息	23,363	372	22,991
雑収益	2,588,021	1,105,384	1,482,637
経常収益計	79,010,576	77,770,131	1,240,445
(2) 経常費用			
事業費	64,953,690	72,282,462	△ 7,328,772
役員報酬	1,926,078	1,926,078	0
給料手当	16,916,203	17,547,947	△ 631,744
退職給付費用	1,368,121	1,158,045	210,076
福利厚生費	2,994,402	2,666,486	327,916
事務委託費	334,371	334,371	0
会議費	6,262,539	9,237,253	△ 2,974,714
旅費交通費	5,866,895	6,145,221	△ 278,326
通信運搬費	3,795,323	3,841,476	△ 46,153
減価償却費	1,771,808	1,798,738	△ 26,930
消耗品費	5,716,988	6,310,711	△ 593,723
修繕費	93,811	2,465,951	△ 2,372,140
印刷製本費	2,945,900	3,176,873	△ 230,973
燃料費	29,022	39,877	△ 10,855
光熱水料費	1,145,248	1,106,419	38,829
賃借料	2,719,464	2,719,464	0
保険料	763,186	807,568	△ 44,382
諸謝金	1,289,440	1,799,647	△ 510,207
租税公課	668,548	680,604	△ 12,056
支払負担金	2,321,430	2,584,000	△ 262,570
支払寄付金	43,000	43,000	0
委託費	118,800	118,800	0
会場費	1,262,483	1,167,819	94,664
広告宣伝費	1,324,400	1,324,400	0
リース料	738,312	738,312	0
事務所管理費	1,262,555	1,240,358	22,197

科 目	当年度	前年度	増 減
支払手数料	869,073	904,423	△ 35,350
新聞図書費	311,550	335,121	△ 23,571
雑費	94,740	63,500	31,240
管理費	11,744,391	11,619,390	125,001
役員報酬	273,922	273,922	0
給料手当	2,410,233	2,500,245	△ 90,012
退職給付費用	194,879	164,955	29,924
福利厚生費	426,530	379,822	46,708
事務委託費	47,629	47,629	0
会議費	3,515,279	3,952,380	△ 437,101
旅費交通費	93,834	92,074	1,760
通信運搬費	255,226	259,505	△ 4,279
減価償却費	221,229	225,066	△ 3,837
消耗品費	379,733	394,660	△ 14,927
修繕費	13,363	351,257	△ 337,894
印刷製本費	31,147	25,886	5,261
燃料費	4,134	5,681	△ 1,547
光熱水料費	118,142	114,137	4,005
賃借料	280,536	280,536	0
保険料	97,201	101,145	△ 3,944
租税公課	296,428	235,038	61,390
支払負担金	22,000	33,000	△ 11,000
支払寄付金	0	30,000	△ 30,000
委託費	310,500	251,863	58,637
会場費	567,440	651,510	△ 84,070
渉外慶弔費	626,664	411,469	215,195
リース料	105,168	105,168	0
事務所管理費	130,243	127,954	2,289
支払手数料	123,792	128,829	△ 5,037
新聞図書費	10,879	10,729	150
諸会費	364,800	364,950	△ 150
雑費	823,460	99,980	723,480
経常費用計	76,698,081	83,901,852	△ 7,203,771
評価損益等調整前当期経常増減額	2,312,495	△ 6,131,721	8,444,216
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	2,312,495	△ 6,131,721	8,444,216
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
固定資産除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	2,312,495	△ 6,131,721	8,444,216
一般正味財産期首残高	112,665,895	118,797,616	△ 6,131,721
一般正味財産期末残高	114,978,390	112,665,895	2,312,495
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	114,978,390	112,665,895	2,312,495

※公益目的事業費率57.3%＝公益目的事業費 43,953,569円÷経常費用 76,698,081円

正味財産増減計算書内訳表

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月 31日まで

宇都宮法人会

(単位：円)

目 科	公益事業会計				収益事業等会計			法人会計
	税関運事業	地域企業貢献事業	地域社会貢献事業	公益共通	小計	賃貸収益事業	会員交流事業	
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
特定資産運用益								
特定資産受取利息	328	355	109	0	792	0	164	164
受取会費	7,680,312	4,392,381	2,692,802	0	14,765,495	0	9,387,439	9,387,439
正会員受取会費	7,175,812	3,887,881	2,188,302	0	13,251,995	0	9,387,439	9,387,439
賛助会員受取会費	504,500	504,500	504,500	0	1,513,500	0	0	0
事業収益	0	347,200	0	0	347,200	2,400,000	7,364,400	9,764,400
研修事業収益	0	347,200	0	0	347,200	0	45,000	45,000
広報事業収益	35,200	0	0	0	35,200	0	35,200	35,200
福利厚生事業収益	0	0	0	0	0	0	1,859,250	1,859,250
会員親睦事業収益	0	0	0	0	0	0	5,374,950	5,374,950
事務手数料収益	0	0	0	0	0	0	50,000	50,000
会館賃貸事業収益	0	0	0	0	0	2,400,000	0	2,400,000
受取補助金等	12,215,600	12,267,000	2,936,900	0	27,419,500	0	472,000	472,000
受取県連補助金	267,000	267,000	267,000	0	801,000	0	0	0
受取全法連補助金	11,948,600	12,000,000	2,669,900	0	26,618,500	0	0	0
受取全法連補助金	0	0	0	0	0	0	200,000	200,000
報奨金収入	0	0	0	0	0	0	272,000	272,000
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0	0
青年・女性部会受取負担金	0	0	0	0	0	0	0	0
受入人件費負担	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	0	0	134,000	0	134,000	0	0	0
募金収益	0	0	134,000	0	134,000	0	0	0
雑収益	23,363	0	0	0	23,363	0	0	0
受取利息	2,588,021	0	0	0	2,588,021	0	0	0
雑収益	19,896,240	17,006,936	5,763,811	0	42,666,987	2,400,000	80,000	80,000
経常収益計	79,010,576	79,010,576	79,010,576	0	79,010,576	2,400,000	18,844,003	21,244,003
(2) 経常費用								
事業費	64,953,690	64,953,690	64,953,690	0	64,953,690	1,889,592	19,110,529	21,000,121
役員報酬	1,926,078	1,926,078	1,926,078	0	1,926,078	0	330,000	330,000
給料手当	16,916,203	16,916,203	16,916,203	0	16,916,203	0	2,903,741	2,903,741
退職給付費用	1,368,121	1,368,121	1,368,121	0	1,368,121	0	234,781	234,781
福利厚生費	2,994,402	2,994,402	2,994,402	0	2,994,402	0	513,864	513,864
事務委託費	334,371	334,371	334,371	0	334,371	0	57,381	57,381
会議費	6,262,539	6,262,539	6,262,539	0	6,262,539	0	6,016,982	6,016,982
旅費交通費	5,866,895	5,866,895	5,866,895	0	5,866,895	0	3,460,455	3,460,455
通信運搬費	3,795,323	3,795,323	3,795,323	0	3,795,323	0	352,632	352,632
減価償却費	1,771,808	1,771,808	1,771,808	0	1,771,808	218,700	266,526	485,226
消耗品費	5,716,988	5,716,988	5,716,988	0	5,716,988	0	1,079,652	1,079,652
修繕費	93,811	93,811	93,811	0	93,811	0	16,099	16,099
印刷製本費	2,945,900	2,945,900	2,945,900	0	2,945,900	0	130,188	130,188
燃料費	29,022	29,022	29,022	0	29,022	0	4,980	4,980
光熱水料費	1,145,248	1,145,248	1,145,248	0	1,145,248	315,847	142,332	458,179
賃借料	2,719,464	2,719,464	2,719,464	0	2,719,464	750,000	337,976	1,087,976
保険料	763,186	763,186	763,186	0	763,186	80,795	117,104	197,899
諸謝金	1,289,440	1,289,440	1,289,440	0	1,289,440	0	76,000	76,000
租税公課	668,548	668,548	668,548	0	668,548	176,050	84,517	260,567
支払負担金	2,321,430	2,321,430	2,321,430	0	2,321,430	0	2,321,430	2,321,430
委託費	43,000	43,000	43,000	0	43,000	0	0	0
会場費	118,800	118,800	118,800	0	118,800	0	0	0
会費	1,262,483	1,262,483	1,262,483	0	1,262,483	0	210,632	210,632
広告宣伝費	1,324,400	1,324,400	1,324,400	0	1,324,400	0	0	0

科 目	公益事業会計				收益事業等会計		法人会計	
	税関運事業	地域企業貢献事業	地域社会貢献事業	公益共通	小計	買収収益事業	会員交流事業	小計
リース料	738,312	253,044	274,220	84,348	611,612	0	126,700	126,700
事務所管理費	1,262,555	313,379	339,605	104,460	757,444	0	156,911	505,111
支払手数料	869,073	297,860	322,786	99,287	719,933	0	149,140	149,140
新聞図書費	311,550	258,853	31,066	8,725	298,444	0	13,106	13,106
雑費	94,740	0	32,400	54,940	87,340	0	7,400	7,400
管理費	11,744,391	0	0	0	0	0	0	11,744,391
役員報酬	273,922	0	0	0	0	0	0	273,922
給料手当	2,410,233	0	0	0	0	0	0	2,410,233
退職給付費用	194,879	0	0	0	0	0	0	194,879
福利厚生費	426,530	0	0	0	0	0	0	426,530
事務委託費	47,629	0	0	0	0	0	0	47,629
会議費	3,515,279	0	0	0	0	0	0	3,515,279
旅費交通費	93,834	0	0	0	0	0	0	93,834
通信運搬費	255,226	0	0	0	0	0	0	255,226
減価償却費	221,229	0	0	0	0	0	0	221,229
消耗品費	379,733	0	0	0	0	0	0	379,733
修繕費	13,363	0	0	0	0	0	0	13,363
印刷製本費	31,147	0	0	0	0	0	0	31,147
燃料費	4,134	0	0	0	0	0	0	4,134
光熱水料費	118,142	0	0	0	0	0	0	118,142
賃借料	280,536	0	0	0	0	0	0	280,536
保険料	97,201	0	0	0	0	0	0	97,201
租税公課	296,428	0	0	0	0	0	0	296,428
支払負担金	22,000	0	0	0	0	0	0	22,000
委託費	310,500	0	0	0	0	0	0	310,500
会場費	567,440	0	0	0	0	0	0	567,440
渉外庶務費	626,664	0	0	0	0	0	0	626,664
リース料	105,168	0	0	0	0	0	0	105,168
事務所管理費	130,243	0	0	0	0	0	0	130,243
支払手数料	123,792	0	0	0	0	0	0	123,792
新聞図書費	10,879	0	0	0	0	0	0	10,879
諸会費	364,800	0	0	0	0	0	0	364,800
雑費	823,460	0	0	0	0	0	0	823,460
経常費用計	76,698,081	20,428,541	17,583,783	5,941,245	43,953,569	1,889,592	19,110,529	21,000,121
評価損益等調整前当期経常増減額	2,312,495	△ 532,301	△ 576,847	△ 177,434	△ 1,286,582	510,408	△ 266,526	243,882
評価損益等調整	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	2,312,495	△ 532,301	△ 576,847	△ 177,434	△ 1,286,582	510,408	△ 266,526	243,882
2. 経常外増減の部								
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	2,312,495	△ 532,301	△ 576,847	△ 177,434	84,374	△ 84,374	△ 84,374	0
一般正味財産期首残高	112,665,895		54,802,991	54,802,991	1,202,208	426,038	266,526	159,508
一般正味財産期末残高	114,978,390		53,600,783	53,600,783	53,600,783	13,634,542	12,283,127	35,459,938
II 指定正味財産増減の部								
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0
III 基金増減の部								
当期基金増減額	0	0	0	0	0	0	0	0
基金期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0
基金期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0
IV 正味財産期末残高	114,978,390	0	53,600,783	53,600,783	53,600,783	13,634,542	12,283,127	35,459,938

※公益目的事業費率57.3%＝公益目的事業費 43,953,569円÷経常費用 76,698,081円

財務諸表に対する注記及び附属明細書

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

建物・・・定額法による減価償却を実施している。

構築物、器具及び備品、車両運搬具・・・定率法により実施している。

少額資産については一括償却している。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・事務局職員の退職給付に備えるため、当期末において発生していると認められる額を、期末自己都合要支給額に基づいて計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税込みで表示している。

2 特定資産の明細、増減額及びその残額

特定資産の明細、増減額及びその残額は次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
退職給付引当資産	11,497,000	1,563,000	3,514,000	9,546,000
備品買換引当資産	5,000,000	0	0	5,000,000
会館再取得引当資産	33,925,000	0	0	33,925,000
会館修繕引当資産	1,031,000	0	0	1,031,000
車両買換引当資産	1,100,000	0	0	1,100,000
合 計	52,553,000	1,563,000	3,514,000	50,602,000

3 特定資産の財源等の内訳

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財産から充当)	(うち一般正味 財産から充当)	(うち負債に 対応する額)
退職給付引当資産	9,546,000	-	0	9,546,000
備品買換引当資産	5,000,000	-	5,000,000	-
会館再取得引当資産	33,925,000	-	33,925,000	-
会館修繕引当資産	1,031,000	-	1,031,000	-
車両買換引当資産	1,100,000	-	1,100,000	-
合 計	50,602,000	-	41,056,000	9,546,000

4 引当金の明細

引当金の明細は、次のとおりである。

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	11,497,000	1,563,000	-	-	9,546,000

5 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

種類	取得年月	取得価額	減価償却費	残存価額	償却累積額
建 物	13/01	64,507,310	1,296,697	21,430,697	43,076,613
建物（収益分）	24/07	9,000,000	218,700	6,375,600	2,624,400
建物付属設備	04/07	6,435,000	431,145	5,357,138	1,077,862
構築物（看板）	15/02	1,259,850	12,870	72,205	1,187,645
車両運搬具	24/03	1,900,000	2,396	0	1,900,000
什器備品	13/04	5,783,086	31,229	155,775	5,627,311
合 計		88,885,246	1,993,037	33,391,415	55,493,831

6 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	前期残高	当期増額	当期減額	当期末残	記載区分
補助金 県連補助金	(一社) 栃木県連	0	0	0	0	一般 正味財産
		0	801,000	801,000	0	指定 正味財産
助成金 全法連助成金	(公財) 全法連	0	26,618,500	26,618,500	0	指定 正味財産
助成金 全法連助成金	(公財) 全法連	0	350,000	350,000	0	一般 正味財産
補助金 全法連補助金	(公財) 全法連	0	200,000	200,000	0	一般 正味財産
報奨金	(公財) 全法連	0	272,000	272,000	0	一般 正味財産
合 計		0	28,241,500	28,241,500	0	

財産目録

令和 7年 3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額		
(流動資産)	現金 預金	手元保管	運転資金として	146,081		
		普通預金	運転資金として	25,380,544		
		足利銀行本店		22,538,423		
		栃木銀行本店		714,349		
		栃木信用金庫		37,437		
		鹿沼信用金庫		21,449		
		東邦銀行		21,614		
		烏山信用金庫		27,191		
		郵便局		23,788		
		栃木銀行三の沢		1,996,293		
		支部活動費	18支部期末残高	5,959,993		
		青年部会	期末残高	262,978		
		女性部会	期末残高	601,900		
	定期預金		5,000,000			
前払金		74,626				
貯蔵品		498,526				
流動資産合計				37,924,648		
(固定資産)	特定資産	退職給付引当資産	足利銀行他	職員退職分	9,546,000	
		備品買換引当資産	足利銀行	備品買換の為	5,000,000	
		会館再取得引当資産	足利銀行他	会館再取得の為	33,925,000	
		会館修繕引当資産	栃木銀行他	会館修繕費	1,031,000	
		車両買換引当資産	栃木銀行	車両買換の為	1,100,000	
	その他固定資産	建物	495㎡	共用財産	27,385,773	
		建物付属設備	業務用空調機	共用財産	5,572,710	
		構築物	看板他	共用財産	72,205	
		什器備品	コピー機他	共用財産	93,317	
		電話加入権	028-648-9466他	共用財産	133,033	
		敷金	建物保証金	共用財産	3,000,000	
		固定資産合計				86,859,038
		資産合計				124,783,686
		(流動負債)	未払金			12,820
預り金	源泉所得税他			284,118		
未払消費税等				81,460		
流動負債合計				378,398		
(固定負債)	退職給付引当金	職員に対するもの		9,546,000		
固定負債合計				9,546,000		
負債合計				9,924,398		
正味財産				114,859,288		

令和7年5月12日

監査報告書

公益社団法人 宇都宮法人会
会長 黒本 淳之介 様

公益社団法人 宇都宮法人会

監事 和田 均 ⑩

監事 森田 美支子 ⑩

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年事業年度の理事の職務の執行の監査をいたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び事務局職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、理事会に出席するとともに、理事及び事務局職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主たる事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

第二号議案

任期満了に伴う理事・監事選任の件

令和7年度 理事・監事候補者名簿

1	理事	再任	磯 賢 次	(有)大磯開発
2	理事	再任	山 本 孝 雄	(有)八百熊本店
3	理事	再任	轟 久 敬	日豊工業(株)
4	理事	新任	熊 本 泰 久	(株)熊本重車輛
5	理事	再任	大 塚 宏 一	(株)大塚建築デザイン設計事務所
6	理事	再任	田 仲 重 啓	(株)元重建設
7	理事	再任	名 村 史 絵	三信電工(株)
8	理事	新任	田 嶋 久 登 志	(有)ララ・ドリーム
9	理事	再任	矢 治 和 之	(株)ロココ企画装飾
10	理事	再任	菊 地 正 幸	宇都宮酒造(株)
11	理事	再任	関 喜 一	マロニエ交通(株)
12	理事	再任	大 塚 明 男	(有)大塚工務店
13	理事	再任	川 人 健 司	(株)スタッフバンク
14	理事	新任	阿久津 雄 一	(株)阿久津基礎
15	理事	新任	鈴 木 修 司	日本コンピューターシステムサービス(株)
16	理事	再任	瓦 井 浩 之	光酸素(株)
17	理事	再任	船 田 雅 弘	コクヨ北関東販売(株)
18	理事	再任	小 沼 正 則	絆アセットマネジメント(株)
19	理事	新任	遠 藤 盛	(株)コスモ鋼業
20	理事	再任	小 牧 伸 敏	(株)小牧工業
21	理事	再任	石 井 弘 之	(株)無限開発
22	理事	再任	阿 部 欣 文	宇都宮文化センター(株)
23	理事	新任	田 中 孝 幸	(有)田中材木店
24	理事	再任	横 松 宏 明	(株)横松建築設計事務所
25	理事	再任	上 野 勝 弘	上陽工業(株)
26	理事	再任	木 内 裕 祐	(株)五光
27	理事	再任	青 木 克 介	(株)アオショー
28	理事	新任	渡 邊 唯 正	(株)足利銀行
29	理事	再任	吉 田 恭 平	(株)ダイニチ総合プランニング
30	理事	再任	黒 本 淳 之 介	(株)栃木銀行
31	理事	再任	佐 藤 健 成	佐藤防災サービス(株)
32	理事	新任	塩 濱 茂 夫	(有)エスケーエーコンサルタンツ
33	理事	再任	増 淵 薫	(株)暁工務店
34	理事	再任	町 田 卓 大	(株)町田建塗工業
35	理事	再任	神 宮 厚	日神工業(株)

36	理事	再任	関口和良	(株)銘茶関口園
37	理事	再任	崎尾肇	(株)コアミ計測機
38	理事	新任	竹川哲夫	(株)タケカワ
39	理事	再任	宮本隆昌	(株)宮本印刷
40	理事	再任	小林正明	(株)玉清堂
41	理事	再任	田嶋富夫	(株)宝栄
42	理事	再任	伊原修	(株)大高商事
43	理事	新任	寺崎幸也	(株)栃木県共立自動車学校
44	理事	再任	水沼孝夫	(株)インターセック
45	理事	再任	岡田源一	(有)岡田商事
46	理事	再任	岡崎薫	(有)鬼怒川理水サービス
47	理事	再任	矢古宇栄次	(有)矢古宇建設
48	理事	再任	坂本静和	バーンストーン(株)
49	理事	再任	青柳勝男	朝日不動産(株)
50	理事	再任	小柳雄一郎	(有)小柳商事
51	理事	新任	関口日出夫	(株)むつみ
52	理事	新任	橋本正行	(株)日本栄養給食協会
53	理事	再任	公文達則	(株)伊藤鶏卵
54	理事	再任	古口勇二	(株)古口工業
55	理事	新任	国谷光芳	国谷観光(株)
56	理事	新任	横堀肇	(有)横堀檜材店
57	理事	新任	手塚克幸	(株)たいよう足場
58	理事	再任	若月裕之	鈴運メンテック(株)
59	理事	再任	金柿説生	(有)石川印刷所
60	理事	再任	明賀一博	(有)マルミ
61	理事	新任	佐藤靖	パスキン工業(株)
62	理事	再任	小杉恵子	(株)築瀬
63	理事	再任	永井京子	永伝創(株)
64	理事	新任	清水多美子	(有)清水空調
65	理事	再任	舘野淳	(公社)宇都宮法人会
66	理事	新任	若山寿裕	税理士会宇都宮支部
1	監事	新任	関本順一	(株)ジョウソー
2	監事	新任	中村和子	(株)アクティチャレンジ
3	監事	再任	森田美支子	税理士会宇都宮支部

役員の設置数(定款18条) 理事:50名以上75名以内 監事:5名以内

報告 i . 令和7年度事業計画並びに収支予算報告

令和7年度事業計画 (自：令和7年4月1日 至：令和8年3月31日)

I 活動の基本方針

当法人会は、「良き経営者をめざすものの団体」として「理想とする法人会像（あるべき姿）」、「理念」、「行動規範」に則り会員企業経営者の資質の向上、納税意識の向上並びに地域社会への貢献を図り、もって公益社団法人としての使命を達成するため、事業計画に基づき積極的に事業活動を展開する。

事業の実施にあたっては、「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の強化を図るために会員増強に注力するとともに、地域の活性化にも配慮しつつ、以下の事業計画に掲げる諸施策に取り組むこととする。

II 主な事業計画

1. 内部体制の整備(総務委員会)

公益法人指導監督基準に則った会の適正な運営を行うための諸施策を推進すると共に、委員会・支部・部会等の事業活動が円滑に実施されるよう財政面の調整を行う。

また、会財政の健全化、会運営の業務の効率化やデジタル化への検討・諸施策を講じる。

2. 組織の充実・強化(組織委員会)

法人会活動を充実させるためには、組織の基盤強化が重要であることから会員数の維持・増加を図るための諸施策を実施する。

本年度も「会員増強月間」、「退会防止月間」を設定し、関係機関とも連携しながら、役員の率先した参画や指導により新規会員募集の推進を行うとともに退会防止策を講じる等、より効果的な対応策を展開する。

3. 各種研修会・講演会の開催(研修委員会)

税知識の一層の普及・啓発に努めることとし、会員企業を含めた多数の市民を対象に、税務に関する幅広い知識の普及、税務コンプライアンスの向上、及び経営財政を取り巻く諸問題の改善を目的とした研修会やセミナーを開催する。そのほか、政治・経済学者、ジャーナリスト等による社会情勢等に即したテーマの講演会（時局講演会）を開催する。

また、地域社会の活性化等を目的に会員及び一般市民を対象に、税理士会宇都宮支部との共催による講演会（秋季講演会）を開催する。

4. 税制に関する研究と要望(税制委員会)

今年度も税制改正に関するアンケート調査を実施し、会員企業等から国税及び地方税に関する意見・要望を収集し、その結果を取りまとめて県法連を通じて全法連へ報告する。

また、全法連作成の税制改正提言書を基に、宇都宮市長、宇都宮市議会正副議長、及び関係官庁に向けて提言していく活動を県連・全法連と連携して進めていく。

5. 広報活動の推進(広報委員会)

会員及び一般企業等に対し、広報誌「宮びと」及びホームページを通じて、会活動、税務関係情報等を周知するとともに、広報誌とホームページとの連動、連携を図り、法人会の知名度の向上、会員増強のための広報など、対外広報活動を積極的に推進する。

また、ホームページ内容の充実と適時の更新を図り、速報性と詳細性を活かし、より一層の活用を図る。

さらに、添付書面も含めたe-Tax の利用促進、キャッシュレス納付の利用拡大等の諸広報に務める。

具体的には、以下の活動を行う。

- (1) 広報誌「宮びと」を年4回発行
- (2) 税務当局、税理士会及び各種団体と連携し、情報を掲載
- (3) 不特定多数の一般市民の閲覧に資するため、広報誌の公的機関等への配布
- (4) 会の認知度を高める対外広報の推進
- (5) ホームページで会活動の広報
- (6) ホームページの会員紹介サイトの拡充

6. 福利厚生制度の推進(厚生委員会)

「1社でも多くの会員企業を守りたい」という福利厚生制度創設時の理念のもと、福利厚生制度受託会社と推進協力を努め、広く会員企業への普及推進を図り事務手数料増加を目指して取り組む。

本年度においては、“チャレンジ100”などの各種事業や各社独自の施策に協力することで、以下の目標の達成を目指し、栃木県連を牽引する。

(福利厚生制度の目標)

- | | |
|-----------------|-------|
| ・大型総合保障制度役員加入率 | 75%以上 |
| ・ビジネスガード役員加入率 | 75%以上 |
| ・がん、医療保険制度役員加入率 | 75%以上 |

その他、会員企業の健康管理に寄与するため、指定病院等にて、生活習慣病予防健診及び人間ドック健診の受診料の補助事業を実施する。

7. 社会貢献活動の実施(社会貢献活動委員会)

法人会の理念に則り、支部及び青年部会・女性部会の協力のもと、地域に密着した種々の社会貢献活動を積極的かつ継続的に実施する。

なお、地域社会貢献活動で行うイベント等の際には、可能な限り税の啓発活動を併せて実施する。

また、次世代を担う児童・生徒に税の仕組みを理解してもらうことを目的として、支部・部会を中心に宇都宮市内並びに上三川町の小学校を対象に「租税教室」を継続して実施する。

8. 支部活動の推進

当法人会の支部(18支部)は、会員及び一般市民ができるだけ多く参加できるように配慮しつつ、各種研修会や講演会等を開催し、税知識の普及、納税意識の高揚、並びに地域企業の健全な発展に資する事業、地域社会への貢献を目的とする諸事業等を積極的に推進する。

9. 女性部会、青年部会の充実

(1) 「女性部会のあり方(指針)」に沿って、女性部会員の資質の向上と法人会活動の充実・活性化に努める。

また、税の啓発活動として小学生対象の「税に関する絵はがきコンクール」を実施するほか、障害者施設等に対する手作りの介護用品の寄贈等、社会貢献活動を積極的に進める。

(2) 青年部会の活動の大きな柱である「租税教育活動」、「部会員増強活動」、「財政健全化のための健康経営プロジェクト」について、積極的な展開を図る。

また、税の啓発活動として小学生を対象に「税金ウルトラクイズ」を実施する。

10. その他の事項

全法連が主催する法人会全国大会、税制セミナー等への参加。また県法連が主催する、総会、理事会、委員会、事務局長会議及び各種研修会等への参加。さらに、関係外部機関との連携協調の為、行政庁である栃木県をはじめ、税務署・県税事務所・税理士会・その他関係機関(団体)との連絡協調を一層密にする。

○公1 税関連事業

- ・税知識の普及を目的とする事業 (公益目的事業1-1)
- ・納税意識の高揚を目的とする事業 (公益目的事業1-2)
- ・税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業 (公益目的事業1-3)

行 事 名	開 催 年 月	開 催 地	主 催	摘 要
決算法人説明会	令和7年 5月	宇都宮市	本部	
〃	〃 〃	〃	〃	
〃	〃 8月	〃	〃	
〃	〃 〃	〃	〃	
〃	〃 11月	〃	〃	
〃	〃 〃	〃	〃	
〃	令和8年 3月	〃	〃	
〃	〃 〃	〃	〃	
新設法人説明会	令和7年 6月	宇都宮市	〃	
〃	〃 10月	〃	〃	
〃	令和8年 2月	〃	〃	
年末調整説明会	令和7年 11月	宇都宮市	〃	
[法人税等実務セミナー] 電子帳簿保存法説明会	令和7年 7月	宇都宮市	本部	
法人税実務セミナー	〃 11月	〃	〃	
事業承継税制セミナー	令和8年 1月	〃	〃	
広報事業(新聞広告)開催要項告知	毎月	下野新聞	〃	
中ブロック内支部役員会	随時	宇都宮市	支部	
東ブロック 〃	〃	〃	〃	
西ブロック 〃	〃	〃	〃	
北ブロック 〃	〃	〃	〃	
河内ブロック 〃	〃	〃	〃	
中ブロック会議	〃	〃	〃	
東ブロック会議	〃	〃	〃	
西ブロック会議	〃	〃	〃	
北ブロック会議	〃	〃	〃	
青年部会 税金ウルトラクイズ	令和8年 2月	宇都宮市	青年部会	
女性部会 税務研修会	令和7年 6月	〃	女性部会	
〃 税に関する絵はがき コンクール	〃 7~9月	〃	〃	
〃 新春税務研修会	令和8年 2月	〃	〃	

行 事 名	開 催 年 月	開 催 地	主 催	摘 要
広報委員会	令和 7 年 6 月	宇都宮市	本部	
〃	〃 9 月	〃	〃	
〃	〃 1 2 月	〃	〃	
〃	令和 8 年 3 月	〃	〃	
広報事業(会報発行)	令和 7 年 4 月	宇都宮市	本部	
〃	〃 7 月	〃	〃	
〃	〃 1 0 月	〃	〃	
〃	令和 8 年 1 月	〃	〃	
広報事業	令和 7 年 1 0 月	〃	〃	
広報事業(ホームページ広報活動)	毎月			
租税教室(各支部・青年部会)	随時	宇都宮市・ 上三川町	各支部・ 青年部会	
税の百人一首表彰	令和 8 年 1 月	宇都宮市	行政協力会	
税制委員会	令和 7 年 4 月	宇都宮市	本部	
〃	〃 8 月	〃	〃	
〃	〃 9 月	〃	〃	
〃	〃 1 1 月	〃	〃	
〃	令和 8 年 2 月	〃	〃	
全国女性フォーラム	令和 7 年 9 月	北海道	全法連女性部会	
全法連全国大会(税制改正提言)	〃 1 0 月	高知県	全法連	
全国青年の集い	〃 1 1 月	山梨県	全法連青年部会	

○公2 地域企業の健全な発展に資する事業

行 事 名	開 催 年 月	開 催 地	主 催	摘 要
研修委員会	令和 7 年 5 月	宇都宮市	本部	
〃	〃 9 月	〃	〃	
〃	令和 8 年 3 月	〃	〃	
[経理実務セミナー] ・初級経理実務セミナー	令和 7 年 6 月	宇都宮市	〃	
[労務管理・法律セミナー] ・労務管理研修 社会保険・労働保険の実務と ポイント	〃 5 月	〃	〃	
・労務管理セミナー	〃 1 1 月	〃	〃	
・法律セミナー	令和 8 年 2 月	〃	〃	
[経営安定セミナー] ・経営安定セミナー	令和 7 年 1 1 月	〃	〃	

○公3 地域社会への貢献を目的とする事業

行 事 名	開 催 年 月	開 催 地	主 催	摘 要
社会貢献活動委員会	令和7年 6月	宇都宮市	本部	
〃	〃 11月	〃	〃	
〃	令和8年 3月	〃	〃	
チャリティ基金による備品寄贈	令和8年 2月	〃	〃	
中ブロック内支部役員会	随時	〃	支部	
東ブロック 〃	〃	〃	〃	
西ブロック 〃	〃	〃	〃	
北ブロック 〃	〃	〃	〃	
河内ブロック 〃	〃	〃	〃	
細谷戸祭支部社会貢献事業	随時	宇都宮市	支部	
マロニエ支部 〃	〃	〃	〃	
御幸平出支部 〃	〃	〃	〃	
駅東支部 〃	〃	〃	〃	
石井横田支部 〃	〃	〃	〃	
陽南幕田支部 〃	〃	〃	〃	
さくら支部 〃	〃	〃	〃	
西原花房支部 〃	〃	〃	〃	
清住塙田支部 〃	〃	〃	〃	
馬場宮園支部 〃	〃	〃	〃	
中央支部 〃	〃	〃	〃	
北支部 〃	〃	〃	〃	
清原支部 〃	〃	〃	〃	
城山支部 〃	〃	〃	〃	
雀宮支部 〃	〃	〃	〃	
河内支部 〃	〃	〃	〃	
上三川支部 〃	〃	上三川町	〃	
上河内支部 〃	〃	宇都宮市	〃	
フェスタmy宇都宮出店参加	令和7年 5月	宇都宮市	青年部会・女性部会	
女性部会病院寄贈用介護用品 作成会	随時	〃	女性部会	

○ 会館賃貸事業

当会が所有する宇都宮市鶴田2-21-14所在の建物(法人会館)の一部(事務室、会議室、書庫)を事務所として月額20万円(税込)で賃貸する。

賃借人は(一社)栃木県法人会連合会。賃貸期間は令和15年3月31日までである。

○ 会員の福利厚生に資する事業

行 事 名	開 催 年 月	開 催 地	主 催	摘 要
支部長・組織厚生合同会議	令和 7 年 7 月	宇都宮市	本部	
厚生委員会	〃 9 月	〃	〃	
〃	令和 8 年 3 月	〃	〃	
福利厚生制度の推進	随時	〃	〃	
生活習慣病健診・人間ドック補助事業	〃	〃	〃	

○ 会員の交流・増強に資するための事業

行 事 名	開 催 年 月	開 催 地	主 催	摘 要
組織委員会	令和 7 年 9 月	宇都宮市	本部	
〃	〃 1 2 月	〃	〃	
〃	令和 8 年 1 月	〃	〃	
退会防止運動月間	令和 7 年 7～9 月	〃	〃	
会員増強運動月間(第1次)	10月～12 月	〃	〃	
〃 (第2次)	令和 8 年 2～3 月	〃	〃	
役員合同懇談会	令和 7 年 8 月	宇都宮市	〃	
役員合同研修会	〃 9 月	〃	〃	
チャリティゴルフ大会	〃 1 0 月	〃	〃	
新年賀詞交歓会	令和 8 年 1 月	〃	〃	
役員県外視察研修会	〃 2 月	未定	〃	
会員増強推進事業	随時	宇都宮市	〃	
広報事業(税のしるべ購入)	〃	〃	〃	
とちぎ未来づくり財団との協賛事業	〃	〃	〃	
中ブロック県外視察研修会	令和 7 年 1 0 月	未定	ブロック	
東ブロック 〃	〃 〃	〃	〃	
西ブロック 〃	〃 〃	〃	〃	
北ブロック 〃	〃 〃	〃	〃	
中ブロック研修会	〃 1 2 月	宇都宮市	〃	
東ブロック 〃	〃 〃	〃	〃	
西ブロック 〃	〃 〃	〃	〃	
北ブロック 〃	〃 〃	〃	〃	
東ブロックボウリング大会	令和 8 年 2 月	〃	〃	
西ブロック 〃	〃 〃	〃	〃	
中ブロック新春講演会	令和 8 年 2～3 月	〃	〃	
東ブロック 〃	〃 〃	〃	〃	
西ブロック 〃	〃 〃	〃	〃	
北ブロック 〃	〃 〃	〃	〃	

行 事 名	開 催 年 月	開 催 地	主 催	摘 要
河内支部役員合同懇親会	令和 8 年 3 月	宇都宮市	支部	
〃 会員還元事業	随時	〃	〃	
上三川支部新春初詣	令和 8 年 1 月	上三川町	〃	
〃 会員還元事業	随時	〃	〃	
上河内支部会員還元事業	〃	宇都宮市	〃	
〃 会員交流事業	令和 7 年 1 2 月	〃	〃	
〃 〃	令和 8 年 1 月	〃	〃	
青年部会 会員交流事業	随時	宇都宮市	青年部会	
〃 全国青年の集い	令和 7 年 1 1 月	山梨県	〃	
女性部会 会員交流事業	随時	宇都宮市	女性部会	
〃 全国女性フォーラム	令和 7 年 9 月	北海道	〃	
〃 視察研修会	〃 1 1 月	未定	〃	
〃 新春税務研修会	令和 8 年 2 月	宇都宮市	〃	
〃 フラワーアレンジメント研修会	随時	〃	〃	

○ 法人の目的を達成する為に必要な事業

行 事 名	開 催 年 月	開 催 地	主 催	摘 要
通常総会	令和 7 年 6 月	宇都宮市	本部	
理事会	〃 5 月	〃	〃	
〃	〃 6 月	〃	〃	
〃	〃 1 1 月	〃	〃	
〃	令和 8 年 3 月	〃	〃	
会計監査	令和 7 年 5 月	〃	〃	
正副会長会議	令和 7 年 5 月	宇都宮市	本部	
〃	〃 1 1 月	〃	〃	
〃	令和 8 年 3 月	〃	〃	
支部長会議	令和 7 年 9 月	〃	〃	
〃	令和 8 年 1 月	〃	〃	
総務委員会	令和 7 年 5 月	〃	〃	
〃	〃 1 1 月	〃	〃	
〃	令和 8 年 3 月	〃	〃	
中ブロック内支部役員総会	令和 7 年 5 月	宇都宮市	支部	
東ブロック 〃	〃 〃	〃	〃	
西ブロック 〃	〃 〃	〃	〃	
北ブロック 〃	〃 〃	〃	〃	
河内ブロック 〃	〃 〃	〃	〃	
中ブロック内支部役員会	随時	〃	〃	
東ブロック 〃	〃	〃	〃	
西ブロック 〃	〃	〃	〃	
北ブロック 〃	〃	〃	〃	
河内ブロック 〃	〃	〃	〃	

行 事 名	開 催 年 月	開 催 地	主 催	摘 要
青年部会定時総会	令和 7 年 6 月	宇都宮市	青年部会	
〃 幹事会	〃 5 月	〃	〃	
女性部会通常総会	〃 6 月	〃	女性部会	
〃 役員会	〃 5 月	〃	〃	
宇都宮間税会総会	令和 7 年 4 月	宇都宮市	他団体	
宇都宮納税貯蓄組合連合会総会	〃 5 月	〃	〃	
宇都宮青色申告会総会	〃 5 月	〃	〃	
租税教育推進協議会総会	〃 5 月	〃	〃	
関東信越税理士会総会	〃 6 月	〃	〃	
宇都宮税務行政協力会総会	〃 9 月	〃	〃	

令和7年度 収支予算書 (正味財産増減計算書)

自：令和7年 4月 1日 至：令和8年 3月31日

(単位:円)

科 目	本年度予算	前年度予算	増 減	摘 要
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①特定資産運用益	3,000	2,000	1,000	
特定資産受取利息	3,000	2,000	1,000	
②受取会費	34,600,000	34,600,000	0	
正会員受取会費	33,500,000	33,500,000	0	
賛助会員受取会費	1,100,000	1,100,000	0	
③事業収益	15,100,000	16,200,000	△ 1,100,000	
研修事業収益	900,000	1,600,000	△ 700,000	
広報事業収益	100,000	50,000	50,000	
福利厚生事業収益	1,800,000	2,000,000	△ 200,000	健診手数料
会員親睦事業収益	9,850,000	9,850,000	0	
事務手数料収益	50,000	50,000	0	
会館賃貸料収益	2,400,000	2,400,000	0	
地域社会貢献事業収益	0	250,000	△ 250,000	
④受取補助金等	28,118,500	28,378,500	△ 260,000	
受取全法連助成金	27,018,500	27,018,500	0	助成金A・B
栃法連補助金	1,000,000	1,260,000	△ 260,000	助成金A・B
全法連報奨金	100,000	100,000	0	
⑤受取負担金	3,480,000	4,920,000	△ 1,440,000	
受取負担金	1,800,000	2,400,000	△ 600,000	部会年会費
給与負担金収入	1,680,000	2,520,000	△ 840,000	
⑥受取寄付金	120,000	100,000	20,000	
募金収益	120,000	100,000	20,000	
⑦雑収益	1,003,000	1,000,350	2,650	
受取利息	3,000	350	2,650	
雑収益	1,000,000	1,000,000	0	祝金等
経常収益計	82,424,500	85,200,850	△ 2,776,350	
(2) 経常費用				
①事業費	72,570,703	76,784,743	△ 4,214,040	
役員報酬	1,837,500	1,925,000	△ 87,500	
給料手当	19,143,250	16,938,265	2,204,985	
臨時雇賃金	0	1,968,750	△ 1,968,750	
退職給付費用	1,367,625	1,089,958	277,667	
福利厚生費	2,975,000	2,756,250	218,750	
事務委託費	350,000	350,000	0	
会議費	8,730,000	9,580,000	△ 850,000	会議諸費用
旅費交通費	5,980,500	8,468,000	△ 2,487,500	委員旅費
通信運搬費	4,713,750	4,670,000	43,750	広報誌郵送料等
減価償却費	1,976,079	2,130,895	△ 154,816	
消耗品費	4,972,500	5,132,500	△ 160,000	コピー用紙等
修繕費	76,562	87,500	△ 10,938	
印刷製本費	3,003,750	2,960,000	43,750	広報誌等
燃料費	70,000	43,750	26,250	
光熱水料費	1,618,750	1,575,000	43,750	
賃借料	2,718,750	2,718,750	0	会館地代
保険料	854,000	854,000	0	
諸謝金	2,815,000	3,150,000	△ 335,000	講演会講師等
租税公課	1,252,812	948,750	304,062	
支払負担金	2,450,000	3,950,000	△ 1,500,000	
支払寄付金	33,000	133,000	△ 100,000	
委託費	347,500	120,000	227,500	
会場費	1,050,000	1,000,000	50,000	

科 目	本年度予算	前年度予算	増 減	摘 要
広告宣伝費	1,300,000	1,300,000	0	
リース料	787,500	787,500	0	
事務所管理費	1,225,000	1,225,000	0	
支払手数料	787,500	787,500	0	
新聞図書費	74,375	74,375	0	
雑費	60,000	60,000	0	
②管理費	11,435,728	11,616,306	△ 180,578	
役員報酬	262,500	275,000	△ 12,500	
給料手当	2,734,750	2,419,752	314,998	
臨時雇賃金	0	281,250	△ 281,250	
退職給付費用	195,375	155,708	39,667	
福利厚生費	425,000	393,750	31,250	
事務委託費	50,000	50,000	0	
会議費	3,700,000	3,700,000	0	
旅費交通費	868,300	755,800	112,500	委員旅費
通信運搬費	381,250	375,000	6,250	
減価償却費	251,054	273,171	△ 22,117	
消耗品費	337,500	337,500	0	
修繕費	10,937	12,500	△ 1,563	
印刷製本費	31,250	25,000	6,250	
燃料費	10,000	6,250	3,750	
光熱水料費	181,250	175,000	6,250	
賃借料	281,250	281,250	0	
保険料	110,000	110,000	0	
租税公課	152,187	108,750	43,437	
支払負担金	70,000	70,000	0	
委託費	32,500	260,000	△ 227,500	
渉外慶弔費	300,000	500,000	△ 200,000	
リース料	112,500	112,500	0	
事務所管理費	125,000	125,000	0	
支払手数料	232,500	232,500	0	
新聞図書費	10,625	10,625	0	
諸会費	400,000	400,000	0	
雑費	50,000	50,000	0	
会場費	120,000	120,000	0	
経常費用計	84,006,431	88,401,049	△ 4,394,618	
当期経常増減額	△ 1,581,931	△ 3,200,199	1,618,268	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替額				
当期一般正味財産増減額	△ 1,581,931	△ 3,200,199	1,618,268	
一般正味財産期首残高	114,978,390	112,665,895	2,312,495	
一般正味財産期末残高	113,396,459	109,465,696	3,930,763	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	113,396,459	109,465,696	3,930,763	

※公益目的事業費割合
公益目的事業費 48,683,188 ÷ 経常費用 84,006,431 = 58.0%

報告 ii . 税制改正アンケート実施状況報告

令和 8 年度 税制改正提言にかかるアンケート調査結果

(一社) 栃木県法人会連合会

対 象：単位会会員

解答者数：501社

問 1 貴社の業種と会社（業界）の景気の現状等についておたずねします。

イ 貴社の業種

- (1) 製造業
- (2) 建設業
- (3) 運輸業
- (4) 卸売業
- (5) 小売業
- (6) 飲食業
- (7) 観光・宿泊業
- (8) (6)、(7)以外のサービス業
- (9) その他 ()

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	計
回答数	122	115	12	30	52	9	15	97	49	501
割合 (%)	24.4	23.0	2.4	6.0	10.4	1.8	3.0	19.4	9.8	100.0

ロ 貴社の業界の景気の現状は以下のどれに当てはまりますか。

- (1) よくなった
- (2) 変わらない
- (3) 悪くなった

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	66	251	184	501
割合 (%)	13.2	50.1	36.7	100.0

ハ 貴社の業種を含め、今後、景気は良くなると思いますか。

- (1) よくなると思う
- (2) 変わらないと思う
- (3) 悪くなると思う

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	61	242	198	501
割合 (%)	12.2	48.3	39.5	100.0

問 2 【消費税関係】

平成 5 年 10 月からインボイス制度がスタートしましたが、貴社の対応状況等についておたずねします。

イ インボイス制度の導入により、どのような事務負担が増えていますか。

- (1) 取引先が免税事業者である場合の取引条件の交渉等の事務

- (2) 取引先等がインボイス制度の登録事業者であるかどうかの確認作業
- (3) 取引先等から受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかどうかの確認作業
- (4) 会計帳簿や会計ソフトの入力事務
- (5) 特になし

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	計
回答数	36	121	122	109	113	501
割合(%)	7.2	24.2	24.4	21.8	22.6	100.0

ロ インボイス制度に関して、ご意見やご要望があれば、お書きください。

- ・ 税率を統一してインボイス制度を廃止(3件)
- ・ インボイス制度の廃止(25件)
- ・ 事務が煩雑化し、事務負担が増えた(10件)
- ・ 登録を義務化すること自体どうなのかと思う
- ・ 制度開始に合わせて導入した会計ソフトに対して元が取れない
- ・ 各種確認処理や入出力量の増加が負担である
- ・ フリーランスや小規模事業者との業務が縮小され、業界人材育成や調達などに問題が発生している
- ・ 確認作業があり、事務に煩雑さがある
- ・ 小さな下請会社はインボイスをしていない、その分も消費税を負担する
- ・ インボイス制度は、実質増税なので今からでもやめた方がよい
- ・ 現状では飲食店やネット販売などで免税事業者かどうかの確認が出来ないため、初取引でインボイス対応事業者でない場合泣き寝入りになってしまうのが腑に落ちない
- ・ 企業側としてはメリット無し
- ・ 上記イの設問について(1)～(4)全て負担になっている
- ・ 事務負担が増え、消費税の重税感が増し中小企業には一利もありません
- ・ 領収書の確認や税率の確認等事務作業が増えた
- ・ 余り良い制度とは感じていない
- ・ 小さな中小企業に簡単に頼めなくなった
- ・ 制度の見直しを考えて頂きたい
- ・ インボイスをやめて、年売上1000万円超の事業者には課税する
- ・ 税全般に言えるが、もう少し簡易な制度、手続きであって欲しい
- ・ 日本式インボイスへ
- ・ 事務的に言えば、一律(10%)にすればよい
- ・ 小売零細業者の未登録がまだある
- ・ 大掛かりに制度化する意味があったのか
- ・ 税率を一律にした方が分かり易く処理も明確
- ・ 管理が複雑になり事務処理が増えるため負担、また業務内容が増えるため事業者向けではない
- ・ 現在、免税事業者になっている事業者の多くに、インボイス制度に関する知識がほとんどない事業者が多く見受けられる。そのような事業者の中にも、制度を理解すれば登録事業者になる事業者も見受けられるので、免税事業者に対し、制度の周知徹底を進めるべきと思う。インボイス制度の導入が零細企業の淘汰につながっているようで残念である

- ・ (2) ～ (4) すべて当てはまる
- ・ (2)、(3) も該当、速やかに廃止して欲しい
- ・ 問2 イについて (3)、(4) も該当する
- ・ 税金を掛けるなら、全てに 均等に掛けて欲しい
- ・ 個人事業所からの請求書にインボイス導入していないが消費税 10%があつて腑に落ちない
- ・ 導入当初に比べると慣れてきたので確認作業等が減少したが、依然対応が無くなったわけではなく手間はかかる
- ・ 個人事業主で、年間売上 1,000 万円以下の会社の納税額が増えたので、可哀想
- ・ 事務作業の負担が大きく経費がかかる
- ・ 未登録業者との取引についてご再考いただけるとありがたい
- ・ 事務負担は一つではないので、複数回答で回答すると 1. 2. 3. 4 すべて該当
- ・ 免税事業者から消費税をとるために消費税納税事業者の負担が増えるのはおかしいと思う
- ・ こんな煩雑で不公平な、現場負担の大きな制度はやめるべき
- ・ 加入しない取引先も多くあり、事業費負担が多くなっている
- ・ 複数税率のため課税区分適用の判断を含めて帳簿作成の手間がかかる
- ・ 制度自体が良く分からない
- ・ 帳簿の入力がとても面倒である
- ・ 無駄な作業が増えた
- ・ インボイス制度の非登録事業者との取引上の注意点を分かりやすくしてほしい
- ・ 企業や事業主へ様々な負担のほか、仕入税額控除が受けられないと納税増となる問題
- ・ パソコンだけでは処理できない
- ・ 事務作業の増加に疲弊しています
- ・ 複雑な手続きが必要な税法を改めて法人個人事業主を問わず全て課税業者として申告納税制度にしたがった処理にすべきだと思います
- ・ 単なる増税なので廃止してほしい
- ・ イの (1) ～ (4) の全てが事務負担となっているので、インボイス制度廃止を望む
- ・ インボイス制度を機に、相手方が新たに機械化したことによる当社の事務負担が増えた

ハ 消費税全般についておたずねします。

どのような項目の見直しが必要と考えますか（複数回答可）。

- (1) 消費税率の見直し（税率の一本化など）
- (2) 基準期間制度の見直し
- (3) 簡易課税制度、免税点制度の見直し
- (4) 二重課税の廃止（揮発油税、酒税など）
- (5) 税率の引き上げ
- (6) 税率の引き下げ
- (7) その他
- (8) わからない

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	計
回答数	266	22	71	275	20	205	21	44	924
割合 (%)	28.8	2.4	7.7	29.8	2.2	22.2	2.3	4.8	100.0

二 ハで「その他」と回答された方におたずねします。

具体的にはどのようなことを要望したいですか。

- ・消費税の廃止(9件)
- ・税率は仕方がないが、無駄遣いをせずに有効活用して欲しい
- ・食料品は無税
- ・予定納税制度の廃止
- ・商品によって税率が違うことで設定を間違えやすい
- ・税率の一本化
- ・社会保障の為の財源とされているが(法律上)、実際に社会保障に使われているのかわからない。明確にしてほしい
- ・高額な物品に対しては税率を上げて良い
- ・食料品への課税はなくし、代わりに、ぜいたく税のような、高価な品物への税率を高くする
- ・公益法人等の中でもすべての所得に対して課税する振り分けを行っていただきたい
- ・政府の予算消化状況等を見ると、予算が余っていたりする。それであれば消費税を当面引き下げ、引き下げた分を賃上げに充当することによって消費を刺激できるのではと考える
- ・ガソリン税部分に消費税が当初から課されている摩訶不思議な状態
- ・ガソリン税の廃止
- ・税の公平性、具体的事務作業の検証、将来性展望の議論が必要
- ・インボイス制度を廃止して従来通りにしたら事務作業が減る
- ・軽減税率面倒
- ・食料品の消費税は廃止すべきだと思う
- ・事業者の付加価値に課税しているのだから極論でいえば事業者の粗利益に消費税、最終利益に所得税または法人税と二重課税していることになると思うし、財務省内では第二法人税と呼ばれているとか…。要するに消費税は間接税でなく直接税なのだから廃止するべきで個別物品税を復活させるべきだと思う

問3 【社会保障制度】

今後、最も充実させるべき社会保障は次のうちどれですか（2つ以内で選んでください）。

- (1) 年金
- (2) 高齢者医療や介護
- (3) 子ども・子育て支援
- (4) 雇用の確保や失業対策
- (5) 生活保護
- (6) 健康の保持・増進
- (7) その他

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計
回答数	183	164	274	157	5	76	8	867
割合(%)	21.1	18.9	31.6	18.1	0.6	8.8	0.9	100.0

上記(7)「その他」の具体的な意見

- ・日本国民への保障充実。諸外国人への社会保障制度の見直し
- ・氷河期世代への支援と対応。今後の問題の根幹になってくる
- ・物価上昇に伴い年金もあげるべき
- ・年金改革、介護施設利用者の負担軽減
- ・社会保障は個人負担のみとし、会社で同等を支払うことはそろそろやめたい
- ・集めても集めても足りないと言うことは何が問題か分かっていないのではない
か。普通なら破綻してる。どうするべきかもわからないようならいったん全てや
めてみたらどうか
- ・高齢者医療や介護の社会保障が手厚い事が当事者はともかく社会全般に良い事な
のか 考えるならば現在の社会保障は行き過ぎていると思う。長生きする事と生
き長らえさせる事は似て非なるものである

問4 【国民負担率】

国民負担率は、国民所得に対する税負担と社会保険料の割合を指しますが、1970年では24.3%、1990年では38.8%であったものが、2023年では46.8%となっています。

イ 国民負担率についておたずねします。以下の当てはまる項目を選んでください。

- (1) 国民負担率の推移の状況について知っていた
- (2) 国民負担率の推移の状況について知らなかった

	(1)	(2)	計
回答数	198	303	501
割合(%)	39.5	60.5	100.0

ロ 国民負担率の上昇について以下の当てはまる項目を選んでください。

- (1) 国民負担率の上昇はやむを得ない
- (2) 国民負担率は現状を維持するべきである
- (3) 国民負担率は下げるべきである
- (4) わからない
- (5) その他

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	計
回答数	67	126	268	32	8	501
割合(%)	13.4	25.1	53.5	6.4	1.6	100.0

上記(5)「その他」の具体的な意見

- ・税金、予算枠の無理矢理消化、裏金問題、使い道のチェックの検証強化で負担率軽減を
- ・少子化により負担割合が増えているので、少子化対策を最重要課題として、取り組んでいただきたい
- ・負担率の上昇について詳細な説明が必要

- ・そもそも人口が減っていて負担が増えることが不思議で仕方ない。これが不思議ではないと思って負担率を上げている制度を作成している人の頭がおかしいか、国民を馬鹿にしているかどちらかだ
- ・所得負担が増えすぎると、働く威力をなくしてしまう
- ・いらぬ(意味がない)省庁はなくすべき
- ・全般に負担多すぎる
- ・100年安心な年金制度のために社会保険料を上げて、将来世代に負担を残さないために税負担を上げるという話で負担がここまで増えてきたが、厚労省と財務省ともにいつまでどのくらい負担を上げればいいのか国民の大多数が納得できるように明確に説明して欲しい

問5 【財政の健全化】

将来世代への負担先送りを回避するために「プライマリーバランスなどの赤字解消」などの「財政の健全化」の観点から「賢い支出」が求められています。財政健全化への将来像が明確ではありません。現在を生きる私たちの行動の選択が次の世代へと引き継がれ、将来の人たちに大きな影響を与えることとなります。このような状況下において、今後、どのような財政健全化を進めていくべきかおたずねします。

イ わが国の財政のあり方について、将来世代への負担の先送りを回避するため、財政健全化をどう進めるべきと考えますか。

- (1) 歳出削減と増税による歳入増で対応すべきである
- (2) 歳出削減と歳入の自然増で対応すべきで増税はすべきでない
- (3) 歳出構造を見直し、効果的な財政出動を行う（「賢い財政支出」）
- (4) その他

	(1)	(2)	(3)	(4)	計
回答数	22	130	324	25	501
割合(%)	4.4	25.9	64.7	5.0	100.0

上記(4)「その他」の具体的な意見

- ・増税は、個人ではなく企業の法人税を上げる
- ・歳出構造の見直し、効果的な財政出動、子育て世代、人口増に寄与する財政と社会構築、増税、社会保障料等の値上げなどは極力すべきではないと強く思う
- ・デマンドプル型のインフレになる(デフレ脱却)まで積極財政を行なって欲しい。政府の赤字は民間の黒字だと思う
- ・今までやってきた緊縮財政が将来世代への負担の先送りそのものである。立脚する位置が間違っている。そこを是正した上で、積極的で効果的な財政運営が必要。まずは天下りの廃止と大企業への補助金及び優遇税制の廃止が必要
- ・次世代への先送りを減らすために、国の借金を減らすことを優先すべき
- ・プライマリーバランスはどこの国も赤字があたりまえであり現在が良くなければ、将来はない
- ・公務員や議員の削減、スリムな自治体で歳出を減らすべき
- ・国会議員はじめ政治家の定数の削減
- ・(3)と、基金の集約と見直し、国会議員の削減
- ・財務省の解体
- ・「将来世代への負担の先送り」という言葉自体に意味はないことを国民は理解すべき。自国通貨なのだから、国債をバンバン発行して、経済を回し、教育・子育て

施策に充当して行ってほしい

- ・プライマリーバランス黒字化が必ずしも妥当だとは思わない
- ・歳入に見合った歳出を目指すべき
- ・余計なことに使いすぎ。公僕に支払いしすぎ。これだけ勝手に使い込みをしていることがおかしいと思わないと駄目。どうして年度末近づくと工事をして使い切ろうとするのか
- ・歳出構造の見直し
- ・2と3で対応するべきだし、今の世の中を作ってきたのは先人たちであるので、先人たちが少しでも申し訳ないと思うのであれば現在から次世代へつなげる道も出来るのではないか
- ・不透明な歳出が問題であり、国民は支払っている税金の流れが分からないまま現状が問題だと感じる。財政の健全化の第一歩は不透明な歳出の健全化がと思う
- ・現在の財政が不健全だとは思わない。あえて言えば(3)
- ・歳出削減は行うべきであるが効果的な景気対策による税収増加をすすめ税率UPはすべきでない
- ・税収を増やす為に減税するという選択肢があるにも関わらずひたすら税項目を増やす事、税率を上げる事に傾注する財務省の姿勢は大いに疑問であり、プライマリーバランス重視と財政健全化により本来支出すべきインフラの維持管理費用や防災費用を増やさず大規模災害等により、大きな財政収出が必要となるのは結果的に財政を悪化させる要因と言える。財政規律の呪縛を解き放ち経済規模が拡大するように積極財政に転換すれば赤字国債など気にする必要はなく、そもそも国債は国の借金でも国民の借金でもなく政府の負債でしか無く負債は相応の資産があれば将来につけを回す事にならない事は明確な真実である。国債発行残高を云々する事は部分的な事実を強調しているに過ぎず狡猾な世論誘導になるのではないか
- ・積極財政

問6 【事業承継税制】

イ 中小企業の事業承継を促進するため、10年間の特例措置（納税猶予制度の拡充：全株式を対象に納税猶予割合が100%）を講じています。この特例措置の適用を受けるためには、「特例承継計画」を提出する必要がありますが、この特例措置を活用していますか。

- (1) 活用して「特例承継計画」を提出した
- (2) 活用する予定である
- (3) 活用しないで事業承継する又はした
- (4) 事業承継を行う予定はない

	(1)	(2)	(3)	(4)	計
回答数	20	102	160	219	501
割合(%)	4.0	20.4	31.9	43.7	100.0

ロ 事業承継税制のあり方についてどのように考えますか。

- (1) 現行で十分である
- (2) 特例措置の本則制定または延長を求める
- (3) 欧米主要国のように事業用財産を一般財産と切り離し、事業用資産の課税を免除する新たな制度の創設を求める

(4) わからない

	(1)	(2)	(3)	(4)	計
回答数	43	98	206	154	501
割合(%)	8.6	19.6	41.1	30.7	100.0

問7 【現状に則した税制改正】

イ いわゆる「年収の壁」例えば「103万円の壁」に代表される、所得税と社会保険料の発生する制度についてお尋ねします。「壁」による働き控え、共働き世帯の増加や、物価の推移など、制定されてから約60年間の社会情勢の変化を反映していないと指摘がありますが、これについてどうお考えですか。

- (1) 現行(103万円)のままで良いと思う
- (2) 社会情勢の変化に則して、定期的に見直す制度を作るべきだと思う
- (3) その他

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	37	438	26	501
割合(%)	7.4	87.4	5.2	100.0

上記(3)「その他」の具体的な意見

- ・見直すのは当然
- ・最低賃金が上昇しているのであるから、103万の壁は時代に全く合っていない。人材不足が顕著であり、働いてもらいたくても働いてもらえない方々が一定数以上いるのは事実である。103万だけでなく150万、201万など全てを総合的に変革する時なのだと感じる。配偶者控除、特別控除も同様
- ・無くせば良い
- ・178万円にし、日本人の就業(労働)時間を増やしてほしい
- ・178万円に引き上げ
- ・「年収の壁」と言われるような制度は廃止す。
- ・物価や給与の上昇に見合った上限額にまで見直すべき。自民党が現状で検討している水準は対応として不十分と思う
- ・全収入に対して課税
- ・社会保険の負担が増加しない仕組みで非課税枠を大きくしてほしい
- ・廃止するべき
- ・すべて撤廃すべき
- ・年収が103万円の壁から上げたときに、所得税だけでなく、ほかに何がどう変わるのかわからないので、判断できない
- ・所得税は、消費税と同じようにする。社会保険は年収があれば、壁なしで新たな制度で徴収する。徴収額の差はあってよいが、収入がある人全員から徴収する
- ・配偶者、扶養は壁なし
- ・現行のままで良いと思う人はいない
- ・こんなこと20年も前から気にしていた。パートが仕事したくても時給が上がることによって仕事を減らすこと自体が会社の弱体化につながるのに
- ・現状に即した改正が必要であり、当然所得税の制度を見直すべきと考える。政府が時給1,500円や共産党が2000円などと言っているが、いくら時給が上がっても

大幅な改正をしないと年間の収入は今のままで、時短に繋がってしまう。また、知事会などが騒いでいる税収の減少と言っているが、パート従業員の確保ができない現状を踏まえ、他力本願ではなく各自治体が歳出の見直しや削減を図っていくなどの創意工夫が必要と考える

- ・ここまで話題にならないと変えないし、変わらない。話題にならなかつたら変える気もなかったことを考えると非常に腹が立つ。年収の壁はなくならなければ社会保険料の壁はなくなるとか意味が分からないことばかり。社会情勢の変化を反映しなかったのは与党の責任ある立場の方たちだと考える。その方たちを選んだのも私たちであるが、次世代の方たちに大変申し訳ないと考えている
- ・所得税、住民税については(2)ですが、社会保険の壁(106万.130万)については、加入用件を金額だけにして(シンプル化)金額を定期的に上げる
- ・年収の壁など廃止して自由に働かせるべき
- ・103万円の壁はその当時の最低賃金をベースに非課税の上限を決めたということなので、最低賃金が上がっているのだから当然引き上げるべきだと思う。また社会保険料の130万円の壁も同じことが言えていると思う。もし引き上げができないというだと憲法25条の生存権に抵触するのではないだろうか

ロ ガソリンの小売価格が三ヶ月連続して160円を超えた場合に、ガソリン税の暫定税(25.1円)が停止される「トリガー条項」が制定されていますが、石油精製に対する補助金を拠出したとして条項は適用されませんでした。(トリガー条項は2年後に発動すると表明され補助金が圧縮の後に打ち切られました)これについてどうお考えですか。

- (1) 補助金によってガソリン価格の維持ができるなら現状のままで良いと思う
- (2) 制度としてあるのだから、発動させるべきだと思う
- (3) その他

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	103	373	25	501
割合(%)	20.6	74.5	5.0	100.0

上記(3)「その他」の具体的な意見

- ・暫定税を廃止すべき(3件)
- ・「トリガー条項」発動はもちろんだが、ガソリン税に消費税をかけるのは違法、2重課税、3重課税になっている。600円のガソリンに400円もの税金をかけるのは異常、不景気を助長させているもの。
- ・まずは発動させてから、抜本的な制度の見直し。
- ・補助金等減らし、環境投資促進すべき
- ・課税の見直しをすべき
- ・行き過ぎた円安が原因だと思うので、円安の是正を求める。
- ・税金が回るだけにしないよう、例えばEVチャージの使用料を安くして代替を促す機会にする。
- ・財務省の解体と税の根本的な見直し
- ・ふざけてるとしか言いようがない。
- ・そもそも論 なぜ一時的に取り付けた税金をそのままにしていること自体おかしい。
- ・税金は形を変えて2重取りしているのに、国民の生活に直結している支出に理由

- をつけて行わない意味が分からない
- ・暫定税率は即刻なしにして二重課税を解消する
- ・内容が分からない
- ・そもそもガソリン税等は受益者負担の原則で道路維持管理費に充てられたものであり、その趣旨に反して社会保障への財源となっており廃止すべきである。社会保障費の財源は別途わかりやすい名目で財源の確保をすべきである
- ・トリガー条項は制度としてあるのだから、発動すべき。それよりも元々ガソリン税は道路建設のための目的税で特別会計扱いだったものを財務省が一般会計に繰り入れたのだから、そもそも徴税の目的が変わっているので全面見直しをするべきだと思う
- ・必要ないのではないかと思う

ハ ガソリン・軽油・灯油には図のように石油税・ガソリン税・軽油取引税と本体の合計価格に対し消費税(10%)が課税されていますが、これに対し「二重課税である」との指摘があります。これについてどうお考えですか。

- (1) 石油税・ガソリン税・軽油取引税は、納税義務者が異なるから現状のままで良いと思う
- (2) 明らかな二重課税であるから、本体価格に対してのみ消費税を課税するべきだと思う
- (3) その他

	(1)	(2)	(3)	計
回答数	52	436	13	501
割合(%)	10.4	87.0	2.6	100.0

上記(3)「その他」の具体的な意見

- ・先程と同様、二重、三重課税であり、消費税を課してはならない
- ・たばこの様に、各種税金が課せられているのに消費税を課税すべきではない
- ・所得税を納めた残りでの消費なので存在する税ではあってはならない
- ・EVなどに補助金を増やし、原油などのエネルギーに頼らない世界に向かっていくべき
- ・石油税、ガソリン税、軽油税の中で、相対的に都市部よりも地方の方が負担増となるガソリン税を少なくするべき
- ・二重課税の是正だけでなく、揮発油税の暫定税率も撤廃すべき
- ・二重課税を即刻辞め、更に消費税対象としない

**問8 【個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税関係】
改正要望があれば、それぞれの税目について記載してください。**

○個人所得課税

- ・減税措置を講じるべきである(9件)
- ・税率を下げるべき(9件)
- ・ばら撒きでない効果的減税が必要
- ・働く意欲がなくなるような税率ではなく、最高税率の引き下げを求めます
- ・減税すべき、消費は人間の生きがい、自分の稼ぎが税金に取られるのは、生きがいがなくなる。楽しい日本を目指すなら、減税すべき
- ・金融資産課税の強化

- ・景気動向に合わせた累進課税制度、税率の流動的・定期的に見直す仕組みづくり
- ・低所得者へはもっと優遇すべき
- ・（１）金融所得課税の強化を実施すべき（２）社会保険料の増額分は所得税を還付する税制にする
- ・現状維持
- ・金融所得課税の強化
- ・ビルトインスタビナイザー機能が働くので良い
- ・軽減
- ・消費税率変更(増税)し所得税その他の税目を廃止する
- ・減税の手続きの簡略化
- ・高所得層の税率アップ
- ・金融に関わる所得への課税税率が他の所得より低いのはおかしい
- ・子育てに必要な経費を必要経費として考慮して欲しい
- ・格差が大きくなっておりますので低所得者の手取りが増えるような税率に考慮
- ・若者など低～中所得者の税負担抑えて、高所得者は高くても良いと思う
- ・政治家も含め高額所得者を増税してほしい
- ・少子化対策の為、扶養控除の拡充を図り、結婚、出産をしやすい環境を求める
- ・増税でもいいと思う
- ・高額者の税率は重くする
- ・基礎控除 178 万円
- ・103 万円の壁で議論が交わされているが、今より極端な減税をすれば税収が少なくなる。働いたらそれなりに税金を支払って税制を賄い、余計な税金は取らないよう考えてほしい
- ・累進課税の緩和：高所得者層への負担が大きすぎるため税率を見直す
- ・インターネットによる個人売買が今後も増える傾向がある為、抜け道がない情報管理をお願いする
- ・高額所得者の税率を上げ、その分を低所得者へ社会保障として還元すべき
- ・現状通りが良い
- ・現在東北震災の復興課税が適用されているが、これはそろそろ廃止でも良いのではないか。また、継続するなら見直しする時期を決めて対応すべきではないか
- ・消費喚起のため減税すべき
- ・とれる人からとるといふ考えはどうか
- ・所得額を勘案した公平性向上
- ・どうせ働いても、その分税金で引かれてしまうし、年金は年々減っていく。所得に対する税金を増やすのではなく、消費に対する税金だけにしてほしい
- ・課税は減らすべき
- ・物価が上昇しているので、給与所得控除控除額を上げるべき
- ・高すぎ
- ・給与アップした分に関しては税金を取らないでほしい
- ・給与が増えても全く手取りが増えない
- ・所得の段階の区切り方を見直すべき
- ・低所得者層をもう少し減税策を取り高収入層からもっと課税すべき
- ・所得税を減らして法人税(特に大企業)を上げるべきだと思う
- ・株式の取引により発生する損失は確定申告により所得から減損させるべきだと思う。個人も企業と同じように会社が税を徴収するのではなく全て確定申告納税制

度するべきだと思う。3月年度末の申告制度でなく個人誕生日の以降2ヵ月以内の申告制度にしてイータックスの申告にすればスマホやパソコンでも可能とし、できない人は行政書士や税理士、会計士を窓口で申告を代行してもらえば良いと思う

- ・税金の取りすぎ

○法人課税

- ・税率を減税すべきだ(10件)
- ・税率を引き下げるべき(8件)
- ・プライマリーバランスと国際競争力を考慮した課税
- ・今の利益は大企業に集中しているので、大企業の税率を見直してはどうか
- ・法人税は増税すべき、大企業は消費税の還付を受けている、法人税は増税でいい
- ・高収益企業の税額控除の廃止
- ・期限付きの減税
- ・現行で良い
- ・(1) 役員報酬の改定は期半ばでの見直しを可能とするよう改定すること (2) 高所得企業への優遇税制を廃止する (3) デジタル課税は実施すべき
- ・大企業は増税
- ・大企業の税額控除が大きすぎる
- ・ビルトインスタビナイザー機能が働くので、税率を引き上げる必要がある。そうすれば、企業は内部留保をやめて、賃金やボーナスも上昇する。企業の投資も盛んになる。結果として内需が増して、経済成長を取り戻す
- ・消費税率変更(増税)し法人課税その他の税目を廃止する
- ・減税の手続きの簡略化
- ・非課税枠を撤廃して、法人税率そのものを下げる
- ・中小企業は税率を下げるべき
- ・現在の中小企業暫定税率を維持する
- ・大企業に対しては引き上げ、中小零細は据え置きとすべき
- ・超大企業の税制特例処置の撤廃
- ・中小企業の暫定税率を恒久化
- ・法人税率の引き下げ：国際競争力の向上を図るため税率を引き下げる
- ・法人登録していない個人事業主等が優遇される税法になっている
- ・見直しが必要
- ・高い
- ・中小企業に対して優遇措置をして頂きたい
- ・言ったところで変わらないので特にありません
- ・現状維持
- ・中小企業を軽減
- ・簡素化してもらいたい
- ・大企業も零細企業も同じ土俵にあげるべきではない
- ・大企業からもっと比率の高い課税をするべき
- ・所得税を減らして法人税(特に大企業)を上げるべきだと思う
- ・中小企業に対する軽減措置
- ・中小企業は毎年毎年の売り上げや利益が不安定なので赤字を3年間繰り延べできるのと同じように中小企業対象に利益の一部、課税対象の1/3程度を翌年に限り

- 繰り延べで できる ようにして貰いたい、それにより昇給や賞与への引きあて、設備投資資金が引き合てられるので結果として経済が活性化し 税金も増えると思う
- ・税金の取りすぎ

○資産課税

- ・税率の引き下げ等軽減措置を講ずるべきである(18件)
- ・資産課税の廃止(4件)
- ・資産一律の課税には反対
- ・法人の業態と資本に見合った内部留保基準額を決め、超えたものに課税すべきである
- ・相続税で納税資金を確保するため大変な思いをされている知人が何人かいる。制度に問題があるのではないか。
- ・建築物の評価が高すぎる、建物の償却に連動するべき
- ・建物の評価が高すぎる
- ・相続税の見直し
- ・民主党政権時代の住宅資金贈与の非課税枠を1000万あるいは、それ以上にしてほしい
- ・資産は、個人の場合所得が減少することが目に見えているのだから、余裕のある購入時の取得税に負担割合を増やし、維持費としての負担が増える資産課税は減額か廃止すべき
- ・消費税率変更(増税)資産課税その他の税目を廃止する
- ・支払いが大変なので減額ほしい
- ・減税の手続きの簡略化
- ・固定資産のみならず流動資産にも課税すべき
- ・税制の見直しが必要
- ・生産設備資産掛かる課税の免除
- ・少額減価償却資産について、昨今の物価上昇を勘案して、金額を40万円ないしは50万円未満としてもらいたい
- ・動産については原則償却資産とし、資産税は課税しない
- ・現状の課税方法が非常にわかりにくいので、シンプルにすべき
- ・政治家を増税してほしい
- ・有効活用の難しい土地について、課税の軽減をお願いしたい
- ・とりすぎ
- ・相続税の基礎控除を上げる
- ・相続税・贈与税の軽減：事業承継の負担を減らし中小企業の存続を支援する
- ・課税対象となる物について、免除できる物等を細分化し、課税対象を少なくしてほしい
- ・首都圏と地方では価値が違うし、相続税にしては継承されないと日本の家族のカタチが壊れるので、控除枠上限をあげていただきたい
- ・固定資産税の見直しばらつきがある
- ・NISA制度も充実させてきており、投資に関する課税は当面維持して欲しい
- ・空き家解消のために廃屋でも建っていれば固定資産税が更地にするより掛からないというのはいかなものかと思う
- ・固定資産税に関しては30年支払ったら終わりにしてほしい。もしくは20年で2分の1、30年で3分の1にほしい。30年前に大理石と鉄骨で作ったうち

- のような建物が資産価値がなかなか減らずに高いままなので壊れても修繕する費用がでない。30年前の大理石、固定資産に乗っている価格で買い取ってほしい
- ・ 実施的な富裕層で、豊富な資産を所有している者への課税
 - ・ 個人が築き上げた資産に対して、相続税で国が巻き上げていく。泥棒である
 - ・ 相続税・贈与税の負担が大きいと思うので見直してほしい
 - ・ 自動車保有に関わる課税は見直すべき
 - ・ 税率の引き上げ
 - ・ 固定資産税の引き下げ
 - ・ 多くの資産を有している富裕層に関して増税すべき
 - ・ 生前贈与における税率低減。中小企業における相続・贈与時の株価計算の特例（評価額を簿価の2倍まで）の創設

○消費課税

- ・ 消費税の減税をすべき(10件)
- ・ 複数税率の一本化(8件)
- ・ 税率を下げるべき(5件)
- ・ 消費税廃止(4件)
- ・ 免税事業者制度の廃止(3件)
- ・ 現状以上の税率は反対
- ・ 消費税は廃止すべき、消費が落ち込んでくる。なんとかしないと国が倒れる
- ・ 出来れば課税5%に戻れば所得税は上昇しても良いのでは
- ・ 一律5%課税に戻す。(景気動向に合わせ、期限付きで構わない)
- ・ 下げるべき。逆進性が高く低所得者の負担が高すぎる
- ・ (1) 軽減税率の廃止 (2) 食料品の税率をゼロにする (3) 免税事業者の廃止 (4) ガソリン税等への二重課税の廃止
- ・ 消費税については10%から下げるか、いったんやめてもいいと思う
- ・ 税率を業種統一し、下げて欲しい
- ・ 軽減
- ・ 二重課税の廃止 複数税率の廃止 免税事業者の廃止 食料品への課税廃止
- ・ 30年以上の低成長で、日本をダメにした現況であり早急に廃止、ないしは減税すべき
- ・ 消費税は増やしても良いと思う。その代わり子育てや老後に安心して生活できる制度設計に充てる。北欧は、消費税が高くても国民の満足度が高いという成功例を真似て欲しい
- ・ 軽減税率廃止。消費税率変更(増税)し所得税その他の税目を廃止する
- ・ 経理処理担当の立場から、税率の一本化による業務負担軽減を要望します
- ・ 住宅等生活必要なもので高額物の減税
- ・ 減税の手続きの簡略化
- ・ 大学まで無料 福祉施設無料で20%にすべき
- ・ 消費税の用途を明確にすること
- ・ 軽減税率を廃止し、1本化する
- ・ 税率を統一し、国内消費が回復するまで暫定税率で税率を下げる
- ・ 消費税の見直しは是非必要と感じている(諸物価高騰により)消費税5%を希望する
- ・ 消費税を30%にして課税、社会保険を一本化 課税対象で税率変化

- ・ 10 パーセントが限界だと思う
- ・ 軽減税率の見直し：複雑な税率を一本化し事業者の負担を軽減する
- ・ 海外旅行客の免税販売について 現在の購入時に消費税を即時還付する方式は旅行者も大変喜んでいてる制度だが、これを悪用する一部の人により、税度が他の主要国のようにリファウンド方式に変更される。制度を悪用する一部の人々の為に、制度を守っている人が不利益を被る(免税手続きが出国時になり、時間がないなどの理由で免税手続きをあきらめる人がいる)のはいかがなものかと思う。現状も、免税データは、即時国税庁に送られるので、同じ品物を大量に・何度も購入するなど、データ上でいくらかでも監視できて、個人も特定できるはずである。是非、データを活用して、悪用する個人を早急に特定し、法にのっとって旅行をしている人に迷惑を掛けない制度にして頂けたらと思う
- ・ 税率を一律にして 10%の維持
- ・ 二重課税見直し
- ・ 消費税を上げ、老後安心して生活ができるようにしたい
- ・ 税金に消費税を掛けるのは止してほしい
- ・ 物価の上昇に企業の賃上げも追いついていない。景気動向や物価の上昇と賃上げ動向を見たらうえで一時的に消費税を引き下げた方が一般消費者の消費を促せると思う
- ・ 簡易課税の 8%は事務負担が掛かるのと一番家計を圧迫するので廃止してほしい
- ・ 免税事業者制度の廃止と税率の一本化によるインボイス制度の廃止
- ・ 色々な税があるので一本化にしてもらいたい
- ・ 中小企業には一定のルールを敷き 3%程度に減額し、大企業に関わる輸出による消費税還付をやめ、その対価に充てる
- ・ もっとシンプルに
- ・ 新聞の軽減税率は不要
- ・ 高すぎ、労働威力失う
- ・ 食料品の課税を廃止する
- ・ 贅沢品等に関してのみ消費税はかけるべきであり、それ以外は即刻廃止すべき
- ・ そもそも購入品の価格に税金がのっかっているのに消費税を払う意味が分からない
- ・ 法人課税、資産課税を増税し、消費税を廃止する
- ・ 税率は 5%が妥当
- ・ 国民負担率が高い
- ・ 食料品等原材料の生活に直結したものに関しては消費税を廃止すべきだと思う

問9 【地方税関係】

イ 固定資産税についておたずねします。地方税の大きな財源である固定資産税は負担感が強く抜本的な見直しが必要と言われております。見直すべき項目を2つ以内で選んでください。

- (1) 商業地等の宅地の評価方法を見直す
- (2) 家屋の意評価方法を見直す
- (3) 償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す
- (4) 免税点を引き上げる
- (5) 申告時期を決算時期に合わせる

(6) その他

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	計
回答数	176	213	276	69	38	17	789
割合(%)	22.3	27.0	35.0	8.7	4.8	2.2	100.0

上記(6)「その他」の具体的な意見

- ・ある程度の負担は設けておかなければ経済格差の拡大を招くこと、地方財政充実のため現状維持でやむを得ない
- ・土地・家屋は使用していれば税負担を下げる等、長く利用される仕組みを検討してほしい
- ・人口が減少しているので他市との合併を考えたほうが良い
- ・全体を下げてほしい
- ・30年前の建物にいまだに300万近くの固定資産税を払っている。素材が高いと言われればそれまでだが、バブル期に作ったとはいえ、今の時代でこの古さでこの金額評価はありえない。30年にわたり毎年300万以上払い続けているので、そろそろ支払い終わりにしてほしい
- ・広い駐車場を持っている場合、道路や安全のための区域も必要であり、軽減係数も必要

□ 地方税の以下の税目について、ご意見等があれば記載してください。

○事業税・住民税

- ・減税措置を講じるべき(9件)
- ・事業税の廃止(4件)
- ・市によって高い安いが有るのを改善して欲しい(3件)
- ・地方は大幅に減税することで住みやすくなる
- ・非課税業種・非課税限度額等の見直しは必要
- ・負担が大きい
- ・引き下げ
- ・消費税率変更(増税)し、その他の税目を廃止する
- ・事業税を累進課税に
- ・収入によって、納税額が変わるのはやむを得ないが、差が大きいと思う
- ・住民税は下げてほしい
- ・前年の年収に応じて課せられる住民税の負担が大きい。是非見直しを検討して欲しい
- ・都市部と地方の税率を柔軟に変えるべき
- ・個人住民税が鹿沼市は高いと思う。所得によって違うのはわかるが、それなりに他で(源泉税)などでも支払っている。事業税も頑張っている会社のために考えてほしい
- ・個人住民税の負担軽減：低所得者層への税負担が大きいため、非課税枠の拡大や減税措置を検討すべき
- ・収入に対して各税が高すぎる
- ・広く薄く徴収し、人口30万人以上の都市との格差拡大防止のため大幅に下げる
- ・低減して欲しい

- ・ 県、市、個人の一本化について検討してほしい
- ・ 全てに税負担が大きく、勤労意欲を失う

○固定資産税

- ・ 税率の引き下げ、減税措置を講じるべき(20件)
- ・ 建物の評価が高すぎる(3件)
- ・ 償却資産税と一本化すべきである
- ・ 評価が煩雑で実勢との乖離がある
- ・ 固定資産税を安くするべきである、こんなに高いのでは自分の持ち物ではなく国から土地家屋を賃借しているようなものである
- ・ 事業用の固定資産は、業績に連動する方式にすべき。業績が悪化したときに、倒産のとどめを刺すのが税金であってはならない
- ・ 消費税率変更(増税)し、法人課税その他の税目を廃止する
- ・ 建物は長期間見て変わらないので、経過年数で見てほしい
- ・ 地方は評価額が高いと思われる
- ・ 都市部と地方の税率を柔軟に変えるべき
- ・ 地方は時価価格より高いと思われる、是正が必要
- ・ 中小企業向け軽減措置の拡充：設備投資を促進するため、一定規模以下の事業用資産に対する減税措置を強化する
- ・ 家屋などの評価額が、一向に減少しない。その規定を見直してほしい
- ・ 都市と地方の格差がありすぎる。実際に売れる価値の税金にしてほしい
- ・ いつまで払う、期限の設定
- ・ 持ち家に関しては無くすべき。税金が払えなくなって持ち家を手放さなければならぬような国はいらない。住めない。住みたくない
- ・ 税負担が、大きいと思うので見直してほしい

○都市計画税

- ・ 減税措置を講じるべき(5件)
- ・ 不公平感がある。
- ・ 都市計画税の廃止、固定資産の二重課税である
- ・ 目的税は解りやすい名前と仕組みに改善し一本化すべきである
- ・ 都市計画税の存在意義がないので廃止してほしい
- ・ 都市計画税の廃止
- ・ 軽減
- ・ 中心市街地・郊外地域と算定方法見直す
- ・ インフラのメンテナンスを考えると現状で仕方がないと思いますが、税率は上げないでほしい
- ・ 計画の成功に見合った形にしてほしい
- ・ 廃止
- ・ 率の引き下げ：都市計画の財源として重要だが、負担が大きいため、税率の引き下げや用途の透明化を進めるべき
- ・ 地域によって運用していないのに税金を払うのはおかしい
- ・ いつまで払う、期限の設定
- ・ 何に使われているか不明
- ・ 都市計画税は無くしてほしい

- ・税率が高い
- ・都市だけととけ

○償却資産税

- ・低減措置を講じるべき(5件)
- ・償却資産税の廃止(4件)
- ・事業用償却税の廃止
- ・償却期間の見直し
- ・二重課税になりやすい。固定資産税に一本化すべきである
- ・消費税率変更(増税)し、法人課税その他の税目を廃止する
- ・未来を見据えた形にしてほしい
- ・設備投資の促進：企業の成長を支えるため、一定額以下の償却資産を非課税とするなどの優遇措置を導入すべき
- ・償却の期間の見直し

○事業所税

- ・事業所税の廃止(2件)
- ・低減措置を講じるべき(4件)
- ・軽減
- ・目的税は解りやすい名前と仕組みに改善し一本化すべきである
- ・事業税と事業所税は二重課税のようなもの、税法の原則である簡易性に反する
- ・消費税率変更(増税)し、法人課税その他の税目を廃止する
- ・未来を見据えた形にしてほしい
- ・総じて税の制度が複雑すぎる

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である

